

平成30年第1回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成30年3月8日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成30年3月8日（木曜日） 午前9時57分～午後2時38分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	高 橋 徳 久
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	本 間 輝 男
委 員	佐 藤 文 子	委 員	佐 藤 清 吉
委 員	茂 木 隆		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：今野功成	議会事務局長：伊藤義之
総務課長：福原勝人	秘書課長：進藤博秀
総務部次長兼財政課長：舂谷祐幸	契約検査課長：今 久
税務課長：今野清一	総務部次長兼債権管理課長：齋藤恭一
総合防災課長：竹村由喜美	雪対策推進室長：伊藤直樹
会計管理者兼会計課長：伊藤雅裕	選挙管理委員会事務局長：生田目新永
監査委員事務局長：今 善雄	
神岡支所長：伊藤禎祐	西仙北支所長：佐々木繁隆
中仙支所長：佐藤吉一	協和支所長：加藤博勝
南外支所長：佐藤正悦	仙北支所長：大河洋子
太田支所長：煤賀義博	

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江孝明

審議案件

- 第1 議案第10号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第2 議案第11号 大仙市個人情報保護条例及び大仙市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第3 議案第12号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第4 議案第36号 平成30年度大仙市一般会計補正予算（第14号）【説明・質疑】
 - 第5 議案第45号 平成30年度大仙市一般会計予算【説明・質疑】
 - 第6 議案第52号 平成30年度大仙市内小友財産区特別会計予算
 - 第7 議案第53号 平成30年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
 - 第8 議案第54号 平成30年度大仙市荒川財産区特別会計予算
 - 第9 議案第55号 平成30年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
 - 第10 議案第56号 平成30年度大仙市船岡財産区特別会計予算
 - 第11 議案第57号 平成30年度大仙市淀川財産区特別会計予算
-

午前9時57分 開会

【開会】

○委員長（金谷道男） 皆さん、おはようございます。定刻ちょっと前ですが、お揃いなようですので、ただ今から、総務民生常任委員会を始めたいと思います。

改めまして、委員並びに職員の皆様には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。3月に入り、風景もだいぶ春めいてきたようであります。この後、天気の異変がないことを祈りながら、桜の季節が一日も早く来ることを祈りたいと思います。

それではただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、本日は総務部関係について、明日、9日は市民部及び両部に係わる案件について審査をいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言の際は、スイッチを入れてからお願いいたします。

【部長あいさつ】

○委員長（金谷道男） はじめに、当局より挨拶をお願いいたします。今野総務部長。

○総務部長（今野功成） おはようございます。委員会審査をお願いいたします前に、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今次定例会の初日におきまして、市長及び副市長の給与に係わる案件について、ご審議、ご承認を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の総務民生常任委員会におきまして、審査をお願いいたします総務部の案件につきましては、条例案が3件、一般会計補正予算案、それから平成30年度一般会計予算案及び各財産区特別会計予算案6件の合計11件でございます。内容につきましては、この後、担当課長等より説明をさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございました。

それでは、審査に入る前に、前の委員会で、各種団体等の口座保有状況調べの資料提出を依頼しておりましたので、この件に関しまして、福原総務課長より説明をお願いいたします。

○総務課長（福原勝人） おはようございます。先般の常任委員会におきまして、資料提出いたしますと申し上げた件につきまして、各種団体等の口座保有状況調べということで、本日お手元に資料を提出させていただいております。先般の委員会では、私、362という数字を申し上げておりますが、資料、表紙をめくっていただきまして、分類別、部局別と分けておりますが、合計いたしまして、精査をいたしましたところ、346という数字となっております。その裏のページには、各課所別というふうに表を記載しております。その後、14ページに渡りまして、個々の状況について、所管課、通帳名義、用途、預金状況、それから事務局担当状況、それから市からの補助金等の有無、備考を挟みまして、最後に規約との有無という形で、資料をお示しさせていただきましたので、後ほど、ゆっくりご覧いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。今、総務課長の方から資料の概略説明がございました。後ほど、皆さんお目通しいただきまして、もし、この件に関して、何かありましたら、委員会の最終の時点での時間に質問等するようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） いすな。はい、それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は条例案や補正予算に加え、30年度の当初予算もありますので、大変内容が多くなっております。説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事項等について、を中心にお願いたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

【議案第10号】

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第10号、「大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） それでは、説明に入ります前に、本日同席させております総務課職員を紹介させていただきます。職員班長の小林主幹でございます。職員班中邑主席主査でございます。同じく池田主席主査でございます。文書法制班長高橋主幹でございます。文書法制班柴田主席主査でございます。同じく小山田主事です。総務班長三浦副主幹です。アーカイブズ班長格森川副主幹です。どうかよろしくお願いたします。

それでは、議案第10号、大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。資料は、No.1の議案書をご覧いただきたいと思っております。ページは、6ページから8ページでございます。

本案は、国家公務員に準じ、育児又は介護を行う職員の早出、遅出勤務を可能とするため、所要の改正及び文言整理を行うもので、平成30年4月1日から施行するものであります。対象につきましては、育児を行う職員にあっては、小学校就学前の子を持つ職員のほか、小学校などに就学している子を持つ職員が放課後児童クラブなどの送迎を行う場合も対象となります。また、介護を行う職員にあっては、2週間以上にわたって家族の介護を行う場合が対象となります。具体的な内容につきましては、規則で定めることとなりますが、対象となる職員からの申請により、始業時刻を午前7時30分から午前10時30分までの30分単位で繰り上げや繰り下げを可能とするものであります。なお、勤務時間は通常どおり7時間45分でありまして、終業時刻は、始業時刻により自ずと定まるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） まず、この申請をされた職員に対しては、確実に全員について、申請の申し出を受け入れるというふうな状況なのかどうかということ。それから、いろいろ早出、遅出いろいろ時間帯に同じ部署、課所等で、人数が重なったりして、業務に差し支えとか、そういうふうなことがあるやも考えられる訳ですが、そうした場合の調整等がしっかりできる体制になるのかどうか、ということ、これに関しては、特に支所等では、非常にギリギリの人数でやっているというふうな状況もあるわけですので、この制度が確実に実行、実施される前においてのそうした重複、遅出、早出というふうなそうしたことが起こった場合の調整等を十分に配慮される必要があるかと思っておりますので、伺ったところです。よろしく申し上げます。

○委員長（金谷道男） はい、総務課長。

○総務課長（福原勝人） ご質問にお答え申し上げます。原則論から申し上げますと、すべての休暇制度、或いはこういった制度は、業務の支障のない範囲でということとなります。しかしながら、休暇制度、より活用していただくために、極力、そういった支障

を取り除く努力をしております。例えば、休暇でありますと、病気休暇ですとか、育児休暇、こういった場合については、臨時職員で対応する等々、様々な形がありますけれども、今般のこの早出、遅出勤務に関しましても、取得が極力できるよう、こちらでは配慮いたします。以上です。

○委員長（金谷道男） よろしいでしょうか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 支障の無い範囲で、極力まず獲得できるように配慮するというふうなことなのですが、現状は、実際は、その辺の今の職場の実情というふうなのは、原則論からはずれた実際のところでは、どういう状況。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） 例えば、今現在、長期に及ぶ休暇と申しますか、業務にともすれば支障及ぼすとおもわれるものは、例えば、病気休暇、或いは育児休暇ということで、長期間休むこととなります。例えば、現在のところ育児休暇11人取得しております。しかしながら、これらについては、それを認めないという例は、一つもなかったということでございます。それから、病気休暇についても同様でございます。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第11号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第11号、「大仙市個人情報保護条例及び大仙市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 議案第11号、大仙市個人情報保護条例及び大仙市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書は9ページと10ページであります。本日は、参考資料として、関係条例の新旧対照表、A4横版でございます。を併せて配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正されまして、個人情報の定義が明確化されたほか、個人識別符号、例えば、運転免許証番号、基礎年金番号などとなるわけではありますが、これら個人識別符号が定義されたことに伴いまして、本市の関係条例を改正するもので、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第12号】

○委員長（金谷道男） 次に議案第12号、「大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。今野税務課長。

○税務課長（今野清一） 税務課長の今野です。よろしく申し上げます。説明の前に、本日同席しております説明補助員の紹介をさせていただきます。税務課資産税班班長、今田参事です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料No.1 議案書 11 ページと 12 ページをご覧ください。

議案第 12 号、大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。このことにつきましては、入湯税の日帰りの場合の税率の特例につきまして、引き続き 2 年間延長するものであります。改正条文につきましては、割愛させていただき、改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご了承願います。日帰りの場合の税率につきましては、平成 20 年 4 月から、150 円の税率から 100 円を軽減し 50 円とする措置を、10 年間実施しております。しかしながら、入湯者数が減少傾向にあることから、利用者の利便性を向上させるため、引き続き 2 年間、平成 32 年 3 月 31 日まで、措置を延長するものでございます。施行期日につきましては、交付の日から施行するものでございます。以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） まず、入湯税 50 円に引き下げた、これについては、まず何も問題としているわけじゃありませんけれど、いずれこの入湯者数が減少傾向にあるというふうなところ、これを 50 円に入湯税を下げたから、増えるんだというふうなものでもありませんで、なんとしてやっぱり温泉利用客を増やすかというふうなところでの協議を今後、真剣にやっついていかないと、というのは免許証の返納だとか、そういうふうなことで、車で通わなければいけないような方々、どんどん返納によって、利用するにもやっぱり、行けないというふうな状況も広がっているわけで、多く利用される方々の利便性は、むしろそういう方面から、利便性が悪くなっているという状況もありますので、いずれ利用客を増やすというのは、そうした方々への交通の面での利便性を図ること、というふうな部分も含めて、利用客をなんとして増やして行くのかというところにも真剣に今後検討されるように関係各課とやっついていかなければいけない問題じゃないかなと私は思っています。

○委員長（金谷道男） この件は、課長というよりも、総務部長から今のことについて、少し。総務部長。

○総務部長（今野功成） お答え申し上げます。入湯税は、引き下げは、だいたい前から実施しておりますが、やっぱり今年度の当初予算においても、入湯税は、入湯客が減少するというので、実は前年度より低く見積もりをさせていただいております。これは、

佐藤委員ご指摘の件もありますし、入湯者数自体が減っているということは、紛れもない事実でありますので、もちろん経営する第3セクター、それから指定管理者、様々な方策をとられて、入湯客増やすように努力はされておりますが、市も様々な面から、今おっしゃいました交通面の確保も含めて、いろいろ検討すべきことだと思います。もちろん施設の修理、利用しやすいような施策も必要でありますけれども、様々な面から検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男）　　というようなことで、そのような方向でお願いしますということで、この件はいいすな。他に質疑ございませんか。本間委員。

○委員（本間輝男）　これ、50円ということに反対はしませんが、通常150円貰うとすれば、収入として差額どのくらい出るしか。

○委員長（金谷道男）　　税務課長。

○税務課長（今野清一）　日帰り入湯者数の、額もいずれ3倍はなるんですけども、すいません28年度の減免額になりますけども、100円にした場合の金額なんですけども、4,450万6千円を減免しております。

○委員長（金谷道男）　　本間委員。

○委員（本間輝男）　佐藤文子議員の発言と同じくなくなってしまうかもしれないし、私、入湯客が少ないという流れの中で、減免をとるということは、まずいいんですけども、将来的な公共施設の在り方の中で、おそらくこれ民間に委託、横手市と同じような方向付けになっていった場合の体制がための中で、やっぱり4,500万の収入というのは、私、市民にとって大きいような気がするし、入湯する方々はそれで良しとしても、一般の市民の受けがどうなのかというところの観点も進める時期に来たんじゃないかなという思いはあります。そこら辺について、これ3年減免するというふうに謳うんですけども、これ単年度ごとにやっていくという姿勢は、課長さ言ったってぶじょほだでも、総務部長、3年継続してやる理由って何だ。課長でもいいすよ。2年だが。それでもいい。

○委員長（金谷道男）　　税務課長。

○税務課長（今野清一）　今回2年にした理由については、31年10月に消費税が8%から10%に上がります。その時に入湯料等の見直しも、たぶんあるのではないかなと思ひまして、その後、またこの税率の特例の改正については、考えて行きたいと思ひておって、それで2年間の延長にしたこととなります。

○委員長（金谷道男）　　本間委員。

○委員（本間輝男） どっちにしても、4,500万、いたましか、いたましくねというような話になれば、財源不足で財政担当は大変難儀してます。そこら辺でやっぱり、相互に連携をとらないと、100円でいいのか、50円でいいのかという議論もなると思うので、検討課題として考えてみてください。終わります。

○委員長（金谷道男） いいすな。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第36号】

○委員長（金谷道男） 次に議案第36号、「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに舩谷次長。

○次長兼財政課長（舩谷祐幸） つづきまして、議案第36号、平成29年度一般会計補正予算（第14号）の財政課所管分につきましてご説明申し上げます。

説明に入ります前に、本日出席の職員を紹介いたします。財政班班長の伊藤参事です。同じく財政班高橋主幹です。それから、管財班班長の佐藤主幹です。同じく管財班の伊藤副主幹です。どうかよろしく願いいたします。

それでは、大変申し訳ありませんけれども、補正予算書、資料No.3になりますけれども、19ページの方をどうかお開き願います。一番上の段なりますけれども、2款1項4目10事業の庁舎管理費の財源振替につきましては、現在水道局及び上下水道部が入っております庁舎中庭棟につきまして、上水道会計において建物を取得することに伴う建物売払収入に係る財源振替であります。今年度の簡易水道事業に引き続き、新年度からは

下水道事業についても企業会計の適用を受けることとなります。これによりまして、上水道、簡易水道及び下水道事業については、上下水道局として新たに業務を進めることとなり、1階には料金の徴収等を行いますお客様センターが民間委託のもと設置されるなど体制も大きく変わって参ります。また、現在、中庭棟2階には総合防災課が入っておりますけれども、災害発生時には対策本部機能が十分に果たせるスペースが確保できないなどの問題もあったことから、総合防災課につきましては、先の1月臨時会におきまして、防災関連機器の移設経費の補正をお願いしておりましたとおり、新年度からは互助会館3階に移転する計画としております。中庭棟につきましては既に建物の半分について、合併前の平成16年の建設時に水道局で権利を取得しておることから、残りの半分についても今回、上水道会計におきまして有形固定資産として取得してもらい、企業会計の所管とすることにしております。なお、売却額は減価償却及び今後の修理経費等を勘案し996万8千円としております。これを庁舎管理費の特定財源として振替をするものであります。

次に、補正予算書は同じページになりますけれども、事業説明書、資料No.3-1ですけれども、こちらの方の1ページの方をどうかあわせてご覧願います。ここからは、各基金の積み増し及び利子分の積立に係る補正であります。はじめに、2款1項41目の財政調整基金積立金につきましては、積み増し分2億円と利子分39万1千円の補正であります。財政調整基金につきましては、これまで災害等の不測の事態に備えまして、市の標準財政規模の約1割にあたります30億円を目標に積み増しを図って来た結果、28年度末においては約34億5千万円の残高を確保することが出来ておりました。しかしながら、今年度は、昨年7月、8月の大雨災害の復旧財源として11億円の取り崩したほか、当初予算における1億円の取り崩しと合わせまして12億円を計上したことから、残高は現在22億5千万円まで減少しております。こうしたことから、今回3月補正におきまして各事業の実績等を踏まえ財源が確保できたことから、今回2億円の積み戻しを予算計上したところでございます。しかしながら、このあと30年度の当初予算に出て参りますが、来年度は普通交付税の大幅な減少などから一般財源確保のため、財政調整基金6億円の取り崩しを計上しております。こうしたことを踏まえまして、近年頻繁に発生しております自然災害に迅速に対応出来る態勢を早期に整えておかなければならないことから、先の目標であった、この標準財政規模の1割、残高30億円を再び確保しなければならないと考えておりますので、今後、今冬の除雪経費、特別交付税、市

税等の動向などを踏まえてのこととなりますけれども、現時点では、最低でもあと4億円の積み増しは可能と見込んでおります。今年度末、3月末の専決処分となりますけれども、今後の更なる積み増しにつきましても、よろしくご理解の程お願いを申し上げます。

次に、同じく42目の減債基金積立金につきましては、利子分1万3千円の補正であります。

次に、事業説明書の方は2ページになりますけれども、同じく43目の地域雇用基金積立金につきましては、積み増し分5千万円と利子分1万5千円の補正であります。地域雇用基金につきましては、市の施策として実施しております要支援児童保育対策や学校生活支援員の雇用に係る財源としまして積立をこれまで行っております。29年度末の残高は約1億5,400万円となります。なお、財調と同じく30年度当初予算に約4千万円の取り崩しを計上していることから、現時点での当初予算編成後の残高見込みは約1億1,300万円となっております。

次に、事業説明書の方は3ページになりますけれども、同じく48目地域振興基金積立金につきましては、積み増し分417万7千円と利子分36万9千円の補正であります。この地域振興基金につきましては、合併特例債を活用しまして平成17年度から10年間で40億円の積立を行ってきております。27年度からは地域振興に関連するソフト事業の財源として活用してきております。一方、この基金造成分とは別に大曲地域の内小友宮林の矯風自彊会からの寄附金4,400万円を別に積み立て同地域の事業財源として活用してきております。今回の積立は、中仙地域においてJR東日本が実施しております斉内川の橋りょう架設工事に伴いまして、市に対しまして、桜の伐採補償金が納付されており、これを工事完了後の桜植栽などに活用するために、積み増しを計るものでございます。29年度末の同基金残高は約33億9,200万円となります。なお、同じく30年度当初予算に約2億3,200万円の取り崩しを計上していることから、現時点での当初予算編成後の残高見込みは約31億6,000万円となっております。

次に、事業説明書の方は4ページになります。51目公共施設修繕引当基金積立金につきましては、積み増し分1億3,500万円と利子分5万8千円の補正であります。公共施設修繕引当基金につきましては、今後も増加が見込まれます公共施設の修繕等に備えるため、22年度から積立を行っており29年度末の残高は約5億5,100万円となります。なお同じく30年度当初予算に約1億5,400万円の取り崩しを計上し

ていることから、現時点での当初予算編成後の残高見込みは約3億9,700万円となっております。

つづきまして、補正予算書は、飛びまして30ページの方をどうかお開き願います。事業説明書の方は6ページになります。12款1項1目長期債元金償還金についてであります。今回は、2種類の繰上償還の実施に伴うもので、5億8,009万7千円の補正であります。1つ目としましては、現在1%以上で民間資金から借入をしております長期債につきまして、秋田県市町村振興資金からの借換債を財源として繰上償還し、低利子に借換を実施するもので、詳しくは、20年に借入しました公営住宅整備事業債を3億9,518万円借換をするものであります。2つ目は、30年度及び31年度に償還が終了する民間資金からの借入について、一般財源により任意に繰上償還するもので、これは、平成15年から21年度に借り入れしました臨時地方道整備事業債他34事業に係る市債、合わせて1億8,491万7千円の借換であります。なお、この2つの借換によりまして約4,000万円の利子の軽減が図られる見込みであります。また、同じく公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水の下水道3特会におきましても、あわせて3,869万6千円の一般財源による任意の繰上償還を計上しております。こちらの3特会では、約50万円の利子の軽減が図られる見込みとなっております。

次に、2目の長期債利子償還金は、今年度適用となります借入後10年経過の利率見直し方式の市債につきまして、新たな利率が大幅に引き下げられたことに伴う利息の減額、それから、28年度事業債、これは29年5月の借入になりますけども、当初見込みよりも低利率での借入が出来たことなどから、5,000万円の減額補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（金谷道男） 次に、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） おはようございます。説明に入ります前に、本日同席しております、職員をご紹介します。総合防災班長の藤田主席主査です。総合防災班須田主席主査です。以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第36号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第14号）のうち、総合防災課所管分について、ご説明いたします。資料No.3補正予算書3月補正②は、21ページをご覧ください。一番下の行でございます。

3款5項1目20事業、復興支援事業費であります。ゆきんこカード復興組合から復興支援のための寄付金がありましたので、9万6千円を一般財源から特定財源へ財源振替するものであります。

続きまして、予算書は26ページ、資料No.3-1主な事業説明書5ページをお願いします。主な事業説明書に沿ってご説明いたします。9款1項6目10事業、災害応急対策費につきましては、補正前の額2億236万4千円を3,815万円減額補正いたしまして、補正後の額を1億6,421万4千円とするものであります。財源内訳は、7月22日から大雨が災害救助法の適用となったことから、県支出金が317万8千円となり、一般財源が4,132万8千円の減額となります。内容といたしましては、7月22日から及び8月24日から大雨の被害となった浸水箇所の消毒や浄化槽の汲み取り、被災した住宅や農地等に散乱した災害ゴミの収集など、災害応急対策に要した経費について、実績見込みにより減額補正をお願いするものであります。4欄にありますとおり、ゴミ運搬処理経費が1億474万円に対しまして5,792万1千円の実績見込みで4,681万9千円の減額、し尿浄化槽汚泥収集運搬経費が1,032万9千円に対しまして920万1千円の実績見込みで112万8千円の減額、排水作業関連経費が820万3千円に対しまして927万3千円の実績見込みで107万円の増額、施設や設備の応急復旧経費が1,012万8千円に対しまして1,885万5千円の実績見込みで872万7千円の増額となっており、合計で3,815万円の減額となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（金谷道男） はい、次に生田目選挙管理委員会事務局長。
- 選挙管理委員会事務局長（生田目新永） よろしくお願いたします。選挙管理委員会所管の補正予算につきましてご説明いたします。資料No.3の補正予算書の19ページご覧ください。

2款4項30目10事業、衆議院議員総選挙執行経費についてであります。平成29年10月22日に執行されました衆議院議員総選挙の執行経費の実績が確定したことにより、不用額となった1,085万1千円を減額するものであります。主な減額の経費につきましては、急な解散の中で、総選挙が行われたため選挙期間中、他の行事などと

重なったことにより、選挙に従事する職員の数を最小限の態勢で実施したことにより、時間外手当などの不用額が生じたためであります。

次に、2款4項41目10事業、秋田県知事選挙執行経費についてであります。平成29年4月9日に執行されました、秋田県知事選挙の執行経費の実績が確定したことにより、不用額となった686万4千円を減額するものであります。主な減額の経費につきましては、早い段階から準備に取り組むことが出来たことにより、職員の時間外手当が減ったことや選挙公報の配布予算を、平成29年度に置いておりましたが、県の指導により3月中に配布することが可能となり、この経費を平成28年度分から支出したことなどにより不用額が生じたためであります。

次に、20ページをご覧ください。2款4項50目10事業、大仙市議会議員一般選挙執行経費についてであります。平成29年9月24日に執行されました、大仙市議会議員一般選挙の執行経費の実績が確定したことにより、不用額となった1,940万円を減額するものであります。主な減額の経費につきましては、立候補予定者36人で見込んでおりましたが、実際の立候補者は29人であり公費負担分などに、不用額が生じたためであります。

次に、2款4項51目10事業、大仙市長選挙執行経費についてであります。平成29年4月9日に執行されました、大仙市長選挙の執行経費の実績が確定したことにより、不用額となった3,180万8千円を減額するものであります。主な減額の経費につきましては、立候補予定者を3人と見込んでおりましたが、実際の立候補は2人であり公費負担分の減額と知事選挙と同時選挙となりまして、共通する執行経費などは、知事選挙から支出されたことにより不用額が生じたためであります。

次に、2款4項52目10事業、大仙市議会議員補欠選挙執行経費について、であります。平成29年4月9日に執行されました大仙市議会議員補欠選挙の執行経費の実績が確定したことにより、不用額となった741万円を減額するものであります。主な減額の経費につきましては、立候補予定者を6人と見込んでおりましたが、実際の立候補は3人であり公費負担分の減額と知事選挙同時執行となり、共通する経費などは、知事選挙から支出されたことにより 不用額が生じたためであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認をくださいますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 基金積立金について、お尋ねいたします。特に地域振興基金、これが30億ほどあるわけですが、この使用目的がソフト事業に充てるというふうなことで、来ておりますけれども、公共施設等総合管理計画というふうな中では、例えば四ツ屋公民館と、30年度に改築とか、そういう計画を立てているんですけれども、そうしたハードの事業としては、地域振興に相当貢献する、そうした建設事業とハード事業に、この地域振興基金というふうなものを活用する、そういう方向性は無いのかどうかということをお聞きしたいと思います。まず一点それ。

○委員長（金谷道男） 舛谷次長。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） 佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。地域振興基金につきましては、ソフト事業に充当することになっております。ハード事業については、有利な補助事業がないか、それから有利な起債がないかということで、そういう財源の確保をしたうえで、進めたいと思っておりますので、この地域振興基金については、合併に資するソフト事業に充当していくということになっておりますので、現在、償還した分を取り崩せるというような方向になっておりますので、大体平均しまして年に2億円ぐらいの取り崩しが可能です。ということで、40億円の2億円ですので、まず20年間くらい長い期間をもって、合併に資する事業に使っていくという長期の計画たてておりますので、ハード事業については、充当しないということになっておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） もう一つは、選挙管理委員会の方にお伺いします。選挙の度に選挙公報が出されます。それぞれの候補者の主張、公約などを書かれて配付されるわけですが、今回、衆議院が突然の解散総選挙となりました衆議院選挙の公報が、投票日3日ほど前の金曜日あたりに、ようやく配付されるというふうなことがあって、それまでの間の期日前投票が、かなり進んでいるというふうな状況の中で、公報の果たす意味というようなものが非常に疑問に感じた経緯がありました。いずれ1週間内に行われる市議選などでは、まず水曜日あたりまでには、こう配付されてたやにも思いますけれども、あまりにも20日間くらい、2週間くらいある中で、ギリギリ投票日直前になっての配付というのは、もう少し、手続きとか、配付までの手続きというあたりで、改

善が図られないものかどうかというあたりを国に言っていく必要があるようにも感じた
もんですから、その辺どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 生田目事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） やはり選挙公報見て投票しに行って、自分も
この人に入れると、それは当然だと思いますけども、国の方につきましては、やはり国レ
ベルで来るもので、うちの方ではなんとも、その流れでやっていますけども、例えば市
議会議員とか、市長選挙につきましては、告示の時に全部資料貰いますので、選挙公報
に載る記事を貰います。5時まで受け付けていますので、それ以降にうちの方では一応
貰った原稿を、順番くじで決めます。それから公報の作成ということになりますけれど
も、もらった記事をそのまま載せるということになっております。それから今度は、印
刷の方に一旦、この順番ということで、回すということになりますし、ちょっと仮に5
時で受付終わって、原稿の中に、例えばですね、脱字とかあった場合は、すぐに連絡を
して直してもらおうということもありますけども、まず一応、そういう流れとしていって、
その原稿を一旦貰いまして、さらにうちの方では、その次の日ですか、校正とかチェッ
クまたかけます。さらにこれでいいか、わるいかというのは、当然全部見て、それから、
さらにまた印刷屋にやって、印刷してもらおうということになります。ちょっと市の関係
の選挙につきましては、なんとしても最低3日はいるんだし、ということで、それ以降に
配付と、新聞折り込みとかになりますので、やはり早くて木曜日とか金曜日あたりにな
ってしまうという実情になっております。以上です。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 期日前投票がどんどん進んでいるという状況の中で、公報をどのよ
うにすばやく効率的に有権者の判断材料として有効に活用できるようなものにするた
めの手だてという、少し検討が必要な時期に来ているんじゃないかというふうに思いま
したので、今後お願いいたします。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、ということでしょうか。ほかにございませんか。本間委員。

○委員（本間輝男） 長期債元利償還金について、次長に伺います。事業説明書6ページ
に一般財源による任意の繰り上げ償還について、ちょっとお聞きしますけども、公共下
水、特定環境下水と農集に関して、一般財源でこれを償還するという理由付けは何だし
か。

○委員長（金谷道男） 舛谷次長。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） お答え申し上げます。一般財源で償還する。まずこれ平成30年度の当初予算編成にも繋がってまいりますけども、平成30年当初予算、昨日からの議員の皆さんからのご質問でもあったように、非常に財源不足により、厳しい予算編成となりました。そういったことを踏まえまして、平成30年度に償還するその公債費をいくらかでも抑えようということもありまして、まず今回3月の補正予算上げたところですけども、本間議員おっしゃっている、その特別会計に対するその一般財源のこれ、償還ということは、所謂その一般会計から特別会計に繰り出すこととなります。今回特別会計自信で、お金があつて賄なればいいんですけども、ご承知のとおり、今、下水の4特会には、自分たちの方の財源が無いということで、今回、一般財源で、まず償還ということになりました。これをやることによってまず、30年度に繰り出す額も、その分抑えられるということも含んでおりますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 企業会計になるんだから、なるべく軽くしてやろうということだと、そういう意味だと思ふんだけども、本来であれば、さっき言ったとおり、これ特別会計に繰り出しという形で、補助を出して、できるだけその穴埋めをしてきた流れがあつた中で、30年度から云々だからわからないわけではないけれども、この理由付けが、基金崩してまで云々のところの中で、繰り出しさ、それなりのお金を投入するんだから、一般会計より1億8千万、特別会計云々ということで、かなりの額が出ていっているわけすな、まずよ、いいんだけども、額はなんとでもいいだども、企業会計に移行するという暫定期間だから、できるだけ原資を少なくしていきましょうという温かい気持ちだしな。

○委員長（金谷道男） はい、次長。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） まず、そういうところも多少はありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 佐藤隆盛委員。

○委員（佐藤隆盛） まず、教えてもらいたということだども、国の衆議院とか知事選挙、これの予算たてるときは、どういう予算で来るかということと、確認な、これ今こさ余ったものは、戻すのか、それとも、どういう扱いだかという、ちょっと、市の方だばまず、かからねでえがったなという、国と知事とかつうのは、予算がどのようにたてるのか、余った場合は、それをなんとするのか、戻すのかということなんです。

○委員長（金谷道男） 生田目事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） 国の選挙、または県の選挙等の補助金貰うんですけれども、その前の予算組むという段階につきましては、当然必定的に係る経費につきましては、当然掲示板とかかかりますけれども、後は、国、県はあくまでも、例えば、市でなんぼかかりますかというふうにして、一旦聞いてはきます。一応、必ずこんげはかかりますということで、来ますので、そういうふうにして予算を決めております。その余った段階で返すと、返納するという、返します。以上です。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） あその水道局、2階の防災室がある部分が、あの建物全部が上下水道局というふうになるわけだと思うんですが、売り払い収入というふうなことでも計上されておりますけれども、そこで先ほどの説明の中で、お客様センターというふうなところに従事する職員は、民間というふうな、それはその企業会計になったからそれは民間というふうな見方なのか、所謂、そういう料金収入だとか、そういうふうな担当する方々は、最初から民間から、まず雇おうというふうな考えがあるのかというふうなことで、それから2階にある防災室が、いずれ互助会の方に移られるというふうになっているようですけれども、互助会の部分が二つに部屋が分かれています。あそこに執務している雪対策の職員、或いは、現在の防災室の職員が、もしも東側の狭い方に入るようなことになったら、これ大変だなと、北なるのかな、どっちだか分からないけれども、広い方が、いろんな防災機器等の管理の面で、いいんじゃないかなって私は思っていて、いろいろ職員の体制、人数の関係から部屋の割り振りは、どういうふうになるものなのか、というふうなところをね、この2点をちょっと教えてください。

○委員長（金谷道男） 舛谷次長。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） お客様センター関係ですけれども、現在、水道料金、下水道料金の徴収については、水道料金のメーターを基に下水道料金を算定しております。今回下水道の方が公営企業会計なるということで、作る前から民間の方に委託するという、計画を進めておりましたので、今回、お客様センターの方に民間業者、職員が13名新たに入るそうです。これは、地元の雇用ですとか、そういうものに結び付きますので、市としても、経費の削減はもちろんですけれども、地元雇用の推進ということで、進めて参りましたので、来年からは料金徴収、完全に民間委託ということになります。それから、防災関係ですけれども、現在は議員おっしゃったとおり、今、雪対策室入

っている所に新たに行く格好になりますけども、冬場、雪対策がまず本格稼働するときは、現在、雪対策室3名体制で夏場はやっていますけども、冬になると各担当課からですね集まって、7人体制になります。そうすると議員おっしゃるとおり、やはり防災と雪対策合わさると非常に狭くなるということで、雪対策の方は、冬場はまた別のところに、雪対策室を設置して、やるということで、夏場は防災と雪対策合わせても十分なスペースが取れますので、それから今、互助会館の手前側の部屋ですね、あそこ議員の皆様は今回は企画の方ですね、企画産業の方の審議の部屋なっていますので、そこはそことして確保しておいて、ただ緊急の場合、例えば去年のような大雨、例えば地震とかあった場合、対策本部を設けるといった場合は、隣の部屋を本部にして、たまたま運悪く議会と重なった場合には、議会の皆様からは、例えば2階の会議室とか、そういうところ広い部屋ありますので、そこを使っただけというふうな、そういう考え持っておりますので、多少狭く感ずるかもしれませんが、今いろいろレイアウトを作っておりますので、十分対応できるような格好なっておりますので、どうしても機械が多いものですから、Jアラートですとか、県の防災無線ですとか、そういうサーバー類は、外に出してですね、うまく中を活用するように計画をたてていますので、どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 防災の方はまず分かりました。その民間から13名が完全に民間から入るというふうなことで、結局、現在、市でそういう料金関係なんかも含めて、臨時の職員さんなんかもいらっしゃると思うんですけども、市の職員、現在その料金関係等に係っている職員、臨時職員、これが何人いて、その方々は、他に配属なるとかいうふうなことで、後から13人が民間からすべて入ってくるというふうなのか、そこら辺のちょっと分かるものですか。

○委員長（金谷道男） 舛谷次長。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） そちらの方は、水道局の方に聞かないと分かりませんが、下に入る13名というのは、窓口業務をなさる方々で、今議員おっしゃったとおりの臨時職員ですとか、嘱託職員の方で、水道メーター回って歩く方はいらっしゃいますけども、ちょっと確認しないと確実なことは言えませんが、たぶんその方は引き続き雇用するというような格好になると思います。あくまでも窓口業務やる方々のことをございます。もしかすれば、その料金徴収の形態、例えばメーター確認、例えば今まで

市で直接お願いしていたんですけども、もしかすればそこ民間の方から委託なる格好なるか、そこはちょっと水道局の方に確認してからお答えいたします。

○委員長（金谷道男） いいすな、せば、確認してから後で、他にございませんか。本間委員。

○委員（本間輝男） 財政次長、30年度の基金運用として、積立として、全部合わせて12億なると思うんだけど、30年度はな、11億なんぼだと思う、まずな、長期債も含めて積み立てもあるし、当然繰越金として、3億持っているんだけど、この3月の特別交付金が入ってくる中で、留保財源どのくらい見ているしか。あんた方、それねがら5月超されねしべ。これ重要なことなので、ある程度の留保財源として10億なら10億、15億なり、30億ぐらいとかってあるから会計組んで行くのであって、その辺、端的にお聞きします。

○委員長（金谷道男） 舛谷次長。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） 本間議員のご質問にお答え申し上げます。非常に数値的には難しい回答なりますけども、まず、大体うちの方の決算規模、一般会計で500億くらいなりますけれども、繰越金がいくら出るかというのはちょっとその年度によって、かなり差があります。大体我々の500億の決算規模ですと、これ標準財政規模の大体3%から5%、うちの方の標準財政規模が今300億弱ですので、その3%から5%ということは、まず9億円から15億円くらいの幅で実質収支がでるとというのが、それが理想的だというふうに言われております。ただ大仙市、合併してから実質収支、所謂繰越金につきましては、各年度かなりの差があります。一番少なかった時で、まず6億くらい、多かった時には16億くらいということで、まず、大体10億位の幅がありますので、今この段階で来年どのくらいの留保資金が出るかというのは言われませんが、見込みとしては、10億は出るというように、今見込んでおります。ただ、やっぱり10億から3億引けますので、残り7億円しかないという厳しい台所事情なるかもしれませんが、前は、当初予算に除雪経費とかを計上してなかった時は、その分普通交付税、よせてまいしたけれども、今、当初予算に除雪経費載せていますので、普通交付税は満額ぎりぎり見ております。特別交付税については、合併後、これも年度によって差がありますけれども、一番もらった時で20億円です。ここ2、3年、数年は大体17億ぐらいの特別交付税来ております。当初予算にはそれ満額見るわけにはいきませんので、災害とかあった場合大変ですので、今年も今のところ大体12億ぐらいを

見ていますので、その部分もいってみれば留保資金というような格好になります。以上です。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、明日、9日に市民部と一緒にいきます。

暫時休憩いたしたいと思います。

休憩（午前11時00分～午前11時09分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。はい、始めに舛谷次長、先ほどの件。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） 先ほどの水道局のお客様センターの関連のことですけども、現在料金徴収、また水道メーターの検針に行っている方々については、やはり新年度からは、民間の方に委託になるそうです。現在、努めていらっしゃる方々については、今、民間の方に移るか、移られないかという希望を取っているそうで、希望される方については、全員、引き続き雇用してくださるということで、いずれ全部民間委託になるということでしたので、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） その民間委託って、受託するのって、人材派遣会社とか、どういうどこ。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） ちょっと詳しい会社名までは分かりませんが、現在県内でもやっている会社と聞いております。

○委員長（金谷道男） それ、入札とか、プロポーザルどかで、やったべな。何社かあるんだやっぱり。そういうことやっている会社。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） けっこうあります。

○委員長（金谷道男） 先だって、足立区さ行ったときに、窓口業務のやっぱり、そのお客様センターみたいなども全部やっていたっけんだな。あういう感じなんだべな。

【議案第45号】

○委員長（金谷道男） それでは、次に、議案第45号、「平成30年度大仙市一般会計予算」を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いします。

なお、質疑は各所管課ごとに行います。

はじめに、議会事務局の所管する予算の説明をお願いします。伊藤議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤義之） 伊藤でございます。よろしく申し上げます。同席しております、職員を紹介します。庶務班長の進藤主幹でございます。よろしく申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。議案第45号、平成30年度一般会計当初予算における議会費の内容につきまして、ご説明申し上げます。委員会資料24ページ及び予算書の51ページをご覧くださいと思います。

1款議会費の予算総額でございますけれども、3億3,019万5千円で、前年度比較で159万2千円の増となっております。主な増減理由でございますけれども、平成29年度の給与改定によりまして、期末手当が0.05月分増えたことと29年度は、予算上9月まで、予算策定時の議員数を昨年度27名分の計上であったために、増額となっているところでございます。減額分につきましては、職員の人事異動と随行旅費の減額が主な理由でございます。それでは、事業別にご説明申し上げます。

始めに7事業、議員報酬・期末手当及び共済費でございます。本年度予算額2億4,838万2千円でございます。394万5千円の増額でございます。議員報酬及び期末手当につきましては、ただ今申し上げました給与改定と議員数の関係でございます。また、共済費につきましては、議員共済年金の給付費負担金率が100分の39.7から100分の38.2に1.5ポイント引き下がったことによりまして、前年度比較で減額となっております。

9事業、職員人件費につきましては、後ほどまとめて総務課から説明がございます。

10事業、議会活動費は、1,468万3千円でございます。内容につきましては、旅費としまして、各常任委員会・議会運営委員会の行政視察にかかる旅費は、前年度と同額の1人当たり10万円、広報広聴常任委員会と議会改革推進会議の旅費は、1人当たり5万円としております。また、首都圏ふるさと会へ行くためにこれまで各地域3名ずつの予算措置をしておりましたが、30年度は全議員分を措置しているところでございます。そのほか、友好都市との交流にかかる旅費並びに本会議や特別委員会等の費用

弁償につきまして計上いたしております。政務活動費につきまして、前年同額を計上しているところでございます。

1 1 事業、議長交際費は、前年度と同額の 9 0 万円でございます。

1 2 事業、議会管理費は、4 3 0 万 2 千円で、前年度比較で 4 8 万 4 千円の減額でございます。内容は、職員の随行旅費、コピー機のパフォーマンス料、会議録の反訳委託料、マイクシステムの賃借料、事務消耗品が主なものでございます。減額の要因は、改選によりまして、昨年度防災服や作業服の購入経費等を措置してございましたが、これが減額となったことと全国市議会議長会への随行旅費が減額になったことによるものでございます。

1 3 事業、議会広報発行経費につきましては、4 4 2 万 3 千円で、印刷費の引き上げにより 2 0 万 4 千円増額となったものでございます。内容につきましては、年 4 回表紙のカラー印刷、平均 1 6 ページ、3 1, 5 0 0 部を印刷する議会だよりの経費でございます。1 部当たりの単価は税込み 3 5. 1 円となっております。

5 0 事業、議会費負担金は、全国、東北、秋田県市議会議長会、それぞれ前年度同額の、5 4 万 1 千円、全国自治体病院経営都市協議会負担金 1 万 8 千円で、3 0 年度新たに、要望活動の関係上、全国高速自動車道市議会協議会に加入する事になり、その負担金が、2 万円増額となったものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて、議会事務局に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、総務課の所管する予算の説明をお願いします。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） それでは、総務課所管分について、ご説明申し上げます。資料 4 の予算書の 1 3 0 ページをご覧ください。給与費明細書を掲載しております。

130ページの議員及び特別職の person 費の合計は、5億721万9千円を計上しており、29年度当初と比較しまして、1,323万5千円の減となっております。今年度は複数の選挙が執行されましたけれども、30年度においては、31年4月の県議会議員選挙に係る期日前投票が予定されるだけでありまして、投票管理者や投票立会人など、非常勤特別職に要する person 費が減っているものであります。

次に、131ページをご覧ください。一般職の person 費につきましては、720名分、5億7,316万6千円を計上しており、29年度当初と比べ、1名減、7,638万7千円の減としております。なお、再任用短時間勤務職員につきましては、カッコ書きで記載しております。今年度より11名増の55名分の予算を計上しております。なお、カッコ書きは下段の数字の内数ではありませんので、念のため申し添えます。

続きまして、資料は平成30年度当初予算概要をご覧くださいと思います。1ページをお開き願います。大きく増額となった事業についてのみ、説明させていただきます。まず、No.4、総務一般管理費の5,495万7千円につきましては、29年度当初と比較し、1,567万6千円の増であります。これは障害者雇用の臨時職員及び嘱託職員の person 費、また、県外派遣職員に係る経費の増が主な要因となっております。

2ページをご覧ください。No.10、アーカイブズ関係経費の2,028万9千円につきましては、800万円の増、また、次のNo.11、明治150年事業関連経費につきましては、新規事業として120万円を計上しております。この2つの事業につきましては、別にお配りしております、主な事業の説明書をご覧くださいと思います。

主な事業の説明書の1-1でございます。アーカイブズ関係経費の事業説明書が掲載されております。アーカイブズ関係経費につきましては、今年度開館しました大仙市アーカイブズ及び文書庫の運営管理に要する経費となっております。表の下の方の4番をご覧ください。現在、担当職員2人体制で進めております、合併前の旧市町村において作成された文書。主に永年保存文書でありますけれども、これらの移管について、今後5年間で作業を終了させる計画でありまして、資料搬入、点検、目録整備等に当たる臨時職員を3年間、2名増員する計画であることから、増額となっております。また、昨年9月の地震発生以降、旧体育館である大書庫の窓枠から雨漏りが発生しているため、その修繕費用として439万1千円、また、施設への誘導案内看板の設置費用78万1千円を新たに計上しております。なお、修繕に係る費用は、公共施設等修繕引当基金繰入金を充当することとしております。

次に、主な事業の説明書1－2ページをご覧ください。次のページでございます。明治150年事業関連経費につきましては、単年度の新規事業であり、120万円を計上しております。国が進める「明治150年」事業に関連しまして、平成30年5月から10月にかけて各種事業を実施することとしております。表の下の方4番の覧をご覧ください。内容といたしましては、各課、各施設と連携しまして、本市における近代の歩みをテーマとして、シンポジウムの開催、企画展示、また、市内に残る文化的遺産を巡るヘリテージ見学ツアーなどを実施することとしております。

以上、総務課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 明治150年事業関連経費について、ちょっと私の主観も入れて申し上げますので、差しさわりがあれば、大変ご迷惑かけると思います。これというのはやっぱり単年度だけだと思っただけども、市内でもいろんな分野で沢山活躍されているが、なかなか県表彰、東北表彰、全国表彰という形で推薦しても、受賞になるまで、5年もかかるような実態にあります。そういうところで、やっぱり市内の8万3千人いる中で、こういう機会に、きちんと市として表彰するような形のことを考えてはどうかというふうに私は常に持っています。やっぱりなかなか目立たないけれども、確実にやっている方もおるし、けっこう年配の方もおる中で、こういう機会を逃すと、なかなか表彰の規定に乗らないというのもあるので、そこら辺をやっぱり市の執行側としては、考える時期であると同時に、この機会に表彰制度をきっちりした方がいいんでないかなど私は思っていますが、そこら辺、課長のところで判断できないとすれば、総務部長でも結構です。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） 表彰規定の整備というご趣旨だと思いますが、現在のこの計画しております明治150年という事業というのは、明治から数えて当然のことながら150年目に当たるということで、近代の歩みをテーマとして、それを辿り再確認するというふうな、そして未来へ繋げるというふうな趣旨で事業を展開するものでありまして、ご質問の表彰、市民の表彰とはちょっと繋がりが付けにくいというふうに、私の段階では感じております。これは、例えば市の周年事業でありますとか、市の功績者であると

すれば、市の周年事業等々、市が主体と申しますか、そういった市政に関連する行事と申しますか、そういったところを選ぶべきではないのかなというふうに感じております。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 私申し上げたいのはよ、自治功労とか云々という方々は、それなりに博識もあって経験もあって、実績もあるから、市の表彰という形乗ると思うんだけども、私言っているのは、そういう形に拾われないような方々もけっこう大仙市内ではいると思うんです、協和だって然り、南外だってやっぱり、大曲だって、なかなかそういう表彰規定に乗らないような方だけれども、功績としては非常に大きいという方もおるので、そこら辺の解釈をやっぱり、この機会に一つどうかなというので、お聞きしました。総務課長として、規程でいけば、そのとおりだと思います。それ以前の問題としてやっぱり、これ首長さんが考えることだと思うんだけども、総務部長、こういう点で委員会で発言があったということで、報告なりするときに、総務部長としての所見でましたということぐらいは報告はできますか。

○委員長（金谷道男） 総務部長。なんか新しい表彰制度というか、表彰規定を見直したらということだよだども。

○総務部長（今野功成） ただ今のご意見については、もちろん市長にお伝えしたいと思います。ただ、私も総務課長が申しあげましたように、市の周年事業、例えば周年事業、15周年、20周年記念という形において、地方自治推進の発展に貢献していただいた方を表彰するという方が、市民としては、自然ではないかなと思いますし、また芸術分野、体育スポーツ等については、それぞれの各団体でも表彰なされておりますので、そういう場面の様々な活躍を顕彰する制度というのは、あるのではないかと考えております。ただ、今、本間議員のご発言、ご気持ちにつきましては、これ市長にお伝えさせていただきたいと思います。

○委員長（金谷道男） ということでいいですか。他にございませんか。はい、佐藤清吉委員。

○委員（佐藤清吉） 今の、本間さんの話というのは、あくまでも委員会で話合っていることなので、やっぱり総務部長が直接言うのではなくて、総務常任委員会で、こういう意見も出ましたんだと、やはりやっていくべきではないのかというふうな、総務民生常任委員会としての形持って行った方がいいのではないかなと思うんですけども。

○委員長（金谷道男）　ということで、総務委員会の総意としてどうだろうかというお話ですので、これはこの場で決取るよりも、それこそ審議案件が終わった後で、取扱することで、いかがでしょうか。今回の委員会の中で、常任委員会の最後の方で。休憩します。

休憩（午前 11 時 29 分～午前 11 時 30 分）

○委員長（金谷道男）　再開します。他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男）　無ければ、総務課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男）　次に、秘書課の予算の説明をお願いします。進藤秘書課長。

○秘書課長（進藤博秀）　平成 30 年度一般会計当初予算のうち、秘書課に係る予算で、大きく変わった点について、ご説明申し上げます。

資料は、予算概要の 3 ページ、ご覧下さい。

変更が大きかったのは、2 款 1 項 15 目 50 事業の秘書費負担金についてであります。負担金については、全国市長会が平成 29 年度と同額の 42 万 8 千円ありますが、秋田県市長会は平成 29 年から 38 万 6 千円が減額され、158 万 9 千円となり、総額が 201 万 7 千円となっております。減額の理由については、秋田県市長会の人件費の見直しによるものと伺っております。

以上、秘書課関係の予算につきまして、ご説明いたしました。よろしく審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男）　説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男）　質疑が無いようですので、これにて秘書課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男）　次に、財政課の所管する予算の説明をお願いします。舛谷次長。

○次長兼財政課長（舩谷祐幸） つづきまして、財政課関係の予算につきまして、ご説明申し上げます。

始めに歳入について、ご説明申し上げます。お手元の当初予算概要、4ページをどうかお開き願います。なお、4ページの左の方に予算書のページも併せて載せておりますので、どうかご覧願いたいと思います。

はじめに、2款「地方譲与税」から、11款「交通安全対策特別交付金」のいわゆる歳入一般財源につきましては、総務省から示されました地方財政計画の伸び率などを勘案しまして、それぞれ予算計上しております。先に開かれました議員全員協議会の際にもご説明申し上げましたが、平成30年度当初予算における一般財源につきましては、普通交付税の合併算定替の段階的な縮減などが要因となりまして、財政調整基金から繰入6億円を計上するなど、前年度を約8億3千万円下回る約299億円の一般財源総額となっております、非常に厳しい予算編成となったものでございます。歳入の説明ですけれども、積算方法に変更のあったもの、また、主たる一般財源であります地方交付税、また、市債などとさせていただきますので、よろしくお願いを致します。

はじめに、6款の「地方消費税交付金」になりますが、地方消費税は元々県税であります。国税であります消費税と併せて国が取り扱っております。都道府県に分配されます。県はその地方消費税額に係ります相当額について、都道府県間において精算を行ったあと、その総額の2分の1に相当する額を市町村に交付する仕組みとなっております。30年度は、前年度比較5,301万5千円、率にしまして3.5%増の、15億6,569万9千円を計上しております。また、資料の方には交付金を通常分と社会保障財源分とに分けて記載しておりますが、これは、消費税率が5%から8%に改正された際に、これに伴います地方消費税の増収分、これは0.7%になりますけれども、これを、社会保障施策経費に充てる取り決めとなっていることからであります。主なこの社会保障分の充当先としましては、広域で実施しております介護保険事業の負担金、また、福祉医療、予防接種に係る経費などとなっております。なお、地方消費税につきましては、新聞報道等でもありますとおり30年度から配分方法の見直しが行われることとなっております。これまでの配分方式ですと、たとえば、秋田県の県民の方が、県境を越えて例えば仙台ですとか東京の方で買い物をした場合、消費額、これは都市の方に計上され、地方消費税の配分が都市部に偏りやすいと、こういうことが指摘されておりました。こうしたことから、改正では、これまでの配分基準であります消費額割75%、

人口割17.5%、従業者数割7.5%、これを、従業者数割は廃止、それから消費額割を50、また、人口割を同じく50に変更しまして、地方に手厚く配分する、そういう仕組みとしております。これによりまして、試算ですけれども、東京都が1千億円の減収になるほか、この分が地方の方に配分になる、そういうふうに見込まれております。

つづきまして、10款の「地方交付税」は、何回も説明申し上げておりますけれども、歳入の約4割、一般財源におきましては約6割と、この財政運営にとって非常に大きなウェートを占める財源となっております。前年度比較11億3,919万4千円、率にしまして6.1%減の、174億804万4千円を計上しております。地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分類されますけれども、総額の94%が普通交付税、6%が特別交付税として配分されることになっております。内訳ですけれども、始めに「普通交付税」は、前年度比較11億1,595万円、率にしまして6.4%大幅減の、162億6,907万2千円を計上しております。普通交付税につきましては、合併算定替適用額の逓減、それから人口減少の影響、それから代替財源であります臨時財政対策債の振替額の減額、それから基準財政収入額となります市税の減額など、様々な要素を見込んで算定しております。なお、国の地方財政計画では、交付税の特別会計から各地方公共団体への出口ベース、所謂、交付ベースでの総額で、2%の減となっておりますが、このマクロベースに比較しまして大仙市の減額幅が大きいのは、やはり合併算定替えの逓減が大きな要因となっております。今年度、平成29年度の県内の例を見ましても、多くの市町村が合併して出来た新団体、例えば大仙市ですとか横手市、また由利本荘市、こういうところの減額幅が、国の平均を大きく上回っているのが特徴的でありました。この30年度におきましては、合併算定替え適用額の約19億円と今のところ見込まれております。来年度はルール上、この適用額の70%が減額となることになっております。試算ですけれども、この逓減額だけで前年度比較の減額幅を上回る13億3千万円の減になると見込んでおります。なお、これまでも説明してきておりますが、将来、これは大仙市でいいますと、平成32年度からになりますけれども、大仙市には一つの団体として算定された普通交付税が交付されることとなります。これを一本算定と呼んでおりますけれども、これと、現在交付されている旧合併市町村単位で算定した交付税の合算額との差額、これがいわゆる合併算定替えの適用額になります。現在、国の交付税算定基準の見直しによりまして、合併市町村の現状を踏まえ一本算定の額が年々高くなってきております。一本算定額、年々高くなってきているということは、将来もらえる額が

高くなってきているということになりますけれども、この差額であります合併算定替え適用額が、いわゆる年々低くなってきている、差額が縮まって来ているということになります。これも縮まってきていることは非常に良いことですが、ただ、この合併しただけの逓減額だけでも、最終的には、かなりの額になります。15億円程度になると予想されますけれども、そういうことも踏まえまして、今後も、一般財源の確保は非常に厳しさを増すというふうに捉えられております。

次に「特別交付税」につきましては、全国マクロベースでの伸び率2%減の、11億3,897万2千円を計上しております。先ほども申し上げましたけれども、各年度における災害等の要因によりまして、最終的な交付額は違ってまいりますけれども、ここ数年は最終的に17億円前後の交付額となっております。

つづきまして、18款「繰入金」のうち、財政課所管の各繰入金につきましては、先程の補正予算と重複する部分もありますので、要点等について説明を申し上げます。はじめに、「財政調整基金繰入金」につきましては、普通交付税の逓減などによる一般財源の減少から、30年度予算における各事業の実施財源としまして繰り入れるもので、前年度比較5億円増の、6億円を計上しております。これによりまして、当初予算計上後の基金残高は、約22億5,800万円となりますが、先ほども申し上げましたが、なるべく早い段階で、災害等の不測の事態に備えるために、再び30億円の残高確保に向けて努めて参りたいと考えております。

次に、「減債基金繰入金」につきましては、先に大曲厚生医療センター建設の支援財源として発行しました「だいせん夢未来債」の満期一括償還の財源として、26年度から30年度まで毎年度、ルールに従いまして、2,500万円を積み立てしておりますが、30年11月に満期一括償還を行うため、積立分、5年分の積立分の1億2,500万円を繰り入れするもので、当初予算編成後の残高は約5,400万円となる見込みであります。

次に、「地域振興基金繰入金」につきましては、市民との協働のまちづくりや、地域振興及び市民の一体感の醸成を目的とした事業を実施するため繰り入れするもので、前年度比較1,103万9千円、率にしまして5%増の、2億3,237万6千円を計上しております。30年度におきましては、地域枠予算、地域の魅力再発見事業など15の事業財源として繰入を計上しております。当初予算計上後の基金残高は約31億6千万円となる見込みであります。

次に「公共施設修繕引当基金繰入金」につきましては、公共施設の修繕に要する財源として繰り入れするもので、前年度比較5,423万6千円、率にしまして26.1%減の1億5,385万4千円を計上しております。30年度におきましては、各庁舎、学校施設及び生涯学習施設の修繕経費など20の事業財源として計上しております。当初予算編成後の残高でありますけれども、約3億9,700万円となる見込みであります。

次に「地域雇用基金繰入金」につきましては、市の施策における雇用対策の経費に要する財源として繰り入れするもので、前年度比較947万5千円、率にしまして19%減の4,052万5千円を計上しております。30年度におきましては、要支援児童保育対策に係る財源として計上しており、当初予算編成後の残高ですけれども、約1億1,300万円となる見込みであります。

なお、この特定財源であります「地域振興基金」、「地域雇用基金」及び「公共施設修繕引当基金」充当事業につきましては、資料、次のページの5ページから7ページに詳しく内容を掲載してございますので、後程ご覧願いたいと思います。

つづきまして、19款「繰越金」は、前年度繰越金として前年度同額の3億円を計上しております。参考までに、28年度決算の実質収支は、約10億8千万円でありました。

つづきまして、21款「市債」のうち、財政課関連の市債は一般財源であります「臨時財政対策債」ですが、これは地方財政の収支不足の補てん措置として、地方財政法の特例としまして発行を認められております用途が制限されない、所謂、一般財源として扱われる地方債であります。これは、総務省の地方債計画に基づきまして、算定を行っております。前年度比較1億9,808万9千円、率にしまして13.7%減の12億4,730万4千円の計上であります。なお、この臨時財政対策債につきましては、千円単位での発行となります。普通交付税の代替財源であることから、元利償還金につきましては後年度、普通交付税に全額算入されることになっておりますので、各比率等には、影響を及ぼさないものとなっております。

つづきまして、資料の方飛びますけれども、8ページと9ページの方をどうかご覧願います。大変字が小さくて見えづらいと思います。申し訳ございません。8ページには30年度当初予算におきます全会計の市債発行計画、また、9ページには起債種別毎の充当率、また、交付税算入率を記載しております。8ページになりますけれども、全会計の市債発行額につきましては、8ページの表、右側、一番下になります。前年度比較9億

2, 268万9千円、率にしまして13%減の62億200万4千円を計上しております。この減額の理由ですけれども、広域消防本部及び花火伝統文化継承資料館などの主要部分の終了、それから上水道事業における市債発行額の減少などが主な要因となっております。この表ですけれども、横軸が市債の種別、縦軸が市債の充当事業になります。9ページの充当率の方も併せてご覧いただきたいと思っておりますけれども、30年度における主な市債発行内容について、でありますけれども、始めに、過疎債、ハード事業になりますけれども、こちらの方は、ほ場整備等の県営土地改良事業、県営林道整備事業及び、除雪機械の購入などの購入に充当しております。発行予定額は3億5,030万円となっております。次に一番充当事業数の多いのが、過疎ソフトであります。25の事業に充当を予定しておりますが、公共施設の解体、自治会育成支援事業、高齢者の除雪サービス事業、雇用助成金や橋りょうの長寿命化対策事業などに充当しており発行予定額は3億4,970万円となっております。なお、この過疎債につきましては、発行可能額、これがございまして、来年の場合は、3億5,490万円となっておりますので、ほぼ発行限度額を、まず発行する予定ということになっております。過疎債については、この充当率が100%、交付税算入率が70%と非常にこの有利な制度となっておりますけれども、償還年限が12年、それで据え置きが3年ございまして、実質的のその元金の償還年限が、9年ということで、非常に短い年限になっております。この過度には公債費の増大に繋がるという危険性もございまして、この過疎債についても、計画的な発行に現在、努めておるところでございまして、更にこの有利な起債である過疎債には、近年全国的に要望が非常に多く、特にハード事業につきましては、ここ数年は要望額の8割程度の発行にとどまっております。また、過疎債については、現時点では平成32年度までの時限的な制度となっておりますが、これまでも制度の延長を繰り返してきておりますので、今後も制度継続に向けて国に対し要望して参りたいと思っております。

次に、合併特例債につきましては、かわ舟の里角間川改築事業、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を活用しました公共施設の改修事業、それから各道路の整備事業、広域消防本部改築事業や西仙北中央公民館や清水分館の改築事業等に充当しております。発行予定額は23億1,080万円と額的には一番大きな発行額となっております。合併特例債につきましても、過疎債同様に、充当率が95%、交付税算入率が70%と、こちらも非常に有利な起債となっております。これまで、合併特例債の制度は本来26年度で終了の予定でございましたが、東日本大震災の発生を受けまして、全国の合併自治

体から制度延長の要望が多数寄せられたことから、5年間延長し31年度までの制度となっております。しかしながら、また更にこの近年全国各地で災害等が頻発していること、それから東京オリンピック開催に向けまして、この影響から建設需要が今非常に高まっております。こうしたことから、公共工事の入札不調が全国で相次いでいることから、さらにもう5年間延長してほしいという要望が全国各地から寄せられたということで、今通常国会の方にこの法改正の案が出されております。たぶん可決されるという見込みですけれども、仮に可決された場合には、更に5年間延長されまして、この制度が平成36年度まで延長されることとなりますので、今後の市債発行については、非常にこの我々にとっても、ありがたい制度延長になると今のところ捉えております。

それから、借換債につきましては、先の減債基金繰入金の中でも説明しましたけれども、30年11月末に大曲厚生医療センター建設の支援財源として発行しました「だいでん夢未来債」5億円の満期一括償還を迎えることとなります。この財源としまして、減債基金に26年度から30年度まで国のルールに従い毎年度2,500万円を積み立てておりまして、積立金は1億2,500万円となります。この積立分と差額の3億7,500万円、これ借換になりますけれども、これ合わせた5億円を満期一括償還することとなります。

次に、右側の方の公営企業債ですけれども、簡水、下水道事業債などの発行を予定しております。簡易水道事業は、協和南部地区の配水管敷設工事などとしまして、3億9,410万円、下水道事業は、大曲・神岡・南外地域の管路工事、それから資本費平準化債など併せまして、9億3,760万円の発行を予定しております。

以上、30年度の市債発行計画につきましてご説明致しましたが、今後の市債発行に係る取り組みの基本としまして、平成31年度までの前期実施計画期間内には、各年度によっては、この増減はありますけれども、計画期間内の市債発行総額を元金償還の8割以内に、また、平成37年度までの、第2次総合計画の全期間におきましては75%以内に抑えることを目標に、将来負担の軽減を一層図って参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が歳入の方の説明になります。

つづきまして、歳出につきましてご説明いたします。なお、説明の方ですけれども、予算額増減の大きいものをとさせて頂きますのでよろしくお願いをいたします。資料の方は

10ページをどうかご覧願います。予算書の方も併せてご覧願います。予算書の方は54ページになります。

はじめに、2款1項4目10事業の「庁舎管理費」につきましては、1億8,790万9千円を計上しております。前年度と比較しまして163万5千円の減となっております。主な内容としましては、各庁舎の維持管理に係る光熱水費や電話料、各種業務委託、建物の修繕、消耗品などの他、来年度は、協和庁舎の地下タンク修繕費などを計上しております。

次に、予算書の方は55ページになりますけども、同じく8目10事業の「財産管理費」につきましては、5,194万4千円を計上しております。前年度と比較しまして、816万3千円の減となっております。主な内容としましては、市有財産の維持管理に係る光熱水費、建物保険料、土地借上料など、約半分が市の所有でありました旧仙北西森林組合事務所の一部解体工事費などを計上してございます。

次に、予算書の方は56ページになりますが、11事業の「公有林整備事業(補助分)」につきましては、3,013万7千円を計上しております。30年度は神岡地域の落貝地内及び太田地域の太台地内の搬出間伐事業委託料を計上してございます。

次に、9目10事業の「車両運行経費」につきましては、5,607万1千円を計上しております。前年度と比較しまして124万8千円の増となっております。内容でございますけども、公用車両の管理運行に要する経費、運転手の賃金ですとか、燃料、車検代、保険料などのほか、68台分のタイヤ購入費を計上してございます。現在、大仙市には、約470台の公用車がございます。このうち、乗用車、貨物自動車は約200台でございます。バスは約30台となっております。

予算書の方ですけども、62ページをお願いいたします。42目90事業の「減債基金積立金」は、前年度同額の2,500万円であります。歳入の基金繰入金でも説明しましたがけれども、25年度に発行しました「だいせん夢未来債5億円」の償還財源として、26年度から積み立てをしているものでありまして、平成30年11月の満期一括償還時に、5年分の積立額1億2,500万円を償還しまして、残額を証書借り換えをするものであります。

つづいて資料の方は11ページ、予算書の方は128ページになります。12款、公債費、1目90事業の「長期債元金償還金」は、55億1,913万8千円を計上しております。前年度と比較しまして9億5,936万9千円の大幅増となっております。

これの増の要因ですけれども、これは特別会計が廃止となります土地区画整理事業特会にかかる公債費、約5億5,500万円が一般会計に移行になること、それから先ほど来申し上げております「だいせん夢未来債」の5億円の満期一括償還が含まれているためであります。これを除きますと、実際は約1億円の縮減が図られているような格好になります。

それから続きまして、2目90事業の「長期債利子償還金」は、4億2,711万8千円を計上しております。前年度と比較しまして4,634万円の減となっております。償還利子につきましては、低利子への借換など、これまでの各年度の取り組みによりまして、大きく減少をしております。

次に、予算書の方は129ページになりますけれども、13款「予備費」は、前年度と同額の5,000万円の計上であります。

次に、資料の12ページと13ページ、こちらには、各特別会計の市債の元利償還金を記載しております。一般会計同様に、各会計とも償還利子は減少しておりますけれども、償還元金につきましては、一部会計におきまして、増加しているところもあります。例えば、学校給食特別会計におきましては、西部学校給食センター建設に係ります市債の元金償還の開始、これがありますので、前年度を上回っておるような格好になっております。

以上、駆け足で、財政課所管の当初予算につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。質疑は、昼食後にいたしたいと思しますので、この際、昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩（午前11時56分～午前12時59分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

当局の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方どうぞ。ありませんか。本間委員。

○委員（本間輝男） この説明書、10ページのゆめ未来債について、ちょっとお聞きします。私の間違いだと思うんだけど、これ5億円の償還に関して、これ今2,500万積むんだけど、端的に言えばよ、私はこれ一般財源で貯めこんで払うもんだと思っ

て認識してらったども、これでいけば、借金は借金で払うような形に見えるんだけど、最初からそういうやつだったが。借換することだべ。

○委員長（金谷道男） 舛谷次長。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） 本間議員のご質問にお答え申し上げます。今のゆめ未来債は、もう一回最初からご説明いたしますと、平成26年度に市街地再開発事業の中で、大曲厚生医療センターの建築補助ということで、ゆめ未来債発行しました、5億円の、それで、市場公募債ですから、ある程度ルールが決められております。これ財政指標上は、本当は30年償還ということで、積立をすることになっております。ただ、積立はルール分として、財政指標上は30年償還ということで、指標に計上されますけれども、積立の方法は20年でやる、だから50億円割る20で2,500万だし、年に対し、それを5年間積み立てるということに、だから結局26、27、28、29、30と5年間積み立てて、1億2,500万減債基金貯まります。それを取り崩して、残りが3億7,500万円を今までは、証券ということで、市場公募債、皆さんから買って買って、発行しましたけれども、今度、通常に銀行から借りるように、残りの3億7,500万、証書借り入れということで、借換をします。だから1億2,500万円について、ルールに基づいて積立してきたものを取り崩して、償還財源にあてると、残りの3億7,500万円については、さらにもう一回借りて、本間議員言っているとおり、借金を借金で返すというような表現が適当かどうか分かりませんが、もう一回借換ということで、借金をするような格好になります。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 要は、市中の銀行から借りるよりも、国から借りた方が安い利率で運用できるし、そういうルールだということだな。

○財政課長（舛谷祐幸） いや、今までは、市場公募債ですから、取り敢えず皆さんから広く買ってもらうということで、そういった場合、利率を若干その例えば、定期預金するよりも高目に設定して、皆さんから買って買って、いくらかでも市の皆さんから市に行政に参画してもらって、高い利率でというちょっと旨みもあるというような、そういう格好で市場公募債という制度がありますけども、これ国は全然関係ありませんので、今回借換するのも銀行から借換して償還していく格好になりますので、国の制度、全然関係ありませんので。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

- 委員（本間輝男） 市中銀行から借りるということだから、利率いくらぐらいですか。
- 次長兼財政課長（舛谷祐幸） それは、来年の30年度の11月ならないと分かりませんが、実際借換するのは15年償還になります。現状ですと銀行の15年償還の利率は、大体0.4%ぐらいです。今、安いですから。
- 委員（本間輝男） 0.6ぐれでね。
- 次長兼財政課長（舛谷祐幸） いや、予算上です。今は0.4ぐらいです。それは、あとなんとやて見るかとなれば、あともう償還始まるのは、30年の3月償還からですので、その時ならねば詳しい利率分かりませんが、今の利率でいけば、そのぐらいです。
- 委員長（金谷道男） はい、本間委員。
- 委員（本間委員） 私の感違いで大変申し訳ありませんでした。ただ、市民の方々は、実際は私と同じような認識でいると思う。流れからすれば。そなたに市中から5億円お借りしますと、利率は高くしますと、恐らくため込んでお返ししますと、実際からいけば、15年もやることだし、そこら辺私の感違いだと思う、他の議員さん方皆了解してらと思うけども、私の感違いだと思うけども、そういうシステムだということについて非常に、はずかしい話でした。私の認識不足でした。
- もう一つ、起債に関してよ、企業債と一般の借入れに関して、利率が非常に高いのが企業債だ、特に病院会計の建物に関する起債に関しては、非常に高いと、これはもちろん長期に渡るといふ理由付けもあると思うけども、この起債に関してよ、はっきり言って企業会計との違い、そこら辺についてちょっと説明求めます。
- 委員長（金谷道男） 舛谷次長。
- 次長兼財政課長（舛谷祐幸） 本間議員のご質問にお答え申し上げます。一般家計債をはじめとする、普通会計債でありますけれども、これは大体償還年限が、大体ですけども10年から20年が大半を占めます。それから逆にその議員がご質問の企業会計、水道ですとか、下水道、こっちの方長い年限使ってその長い年月を費やして使う施設なものですから、これ大体30年が基本になっております。その償還年限の違い、それが一番利率の差にでてきます。地方債というのは、借りる期間が短ければ、短いほど利率が下がります。長ければ長いほど高くなるという、そういう傾向ありますので、そういう関係で、この公営企業の方の利率の割合が高いというような格好なってます。それで実は、平成20年から22年の間にこの財政融資資金、所謂、この政府資金なんですけ

ども、これ前、5%超えている、すごく高利率の時ありました。それ国の制度で、実はこの財政融資資金というのは、戻す際に、繰上償還する場合に、保証金というのを実は取られるんだしよ、保証金って何だかといえば、実はこの財政融資資金というの、財政投融資資金なもんですから、国でもやっぱり貸す段階で、ある程度利率を見積もって、こんけ貸せば、こんけまず利息入ってきますよというので、まず我々地方自治さ貸してもらってらもんだしから、それをただ単に返されれば、財投の方が今度うまくいかないということで、それで保証金、所謂その利息相当分の保証金って取られるんだしよ、それを平成20年から22年の間に保証金免除の繰上償還という制度を国で作ってもらって、その段階では、一般会計も公企業会計もだしども、もうすでに5%超えるやつ、繰上償還しているんだしよ、ただその時に議員おっしゃるその病院関係、これ病院関係というのは、今の実はこの保証金免除制度から外されだつたんだしよ、それで、市立病院ですとか、例えば太田の診療所ですとか、それとか老健施設、例えば幸寿園とか八乙女荘だしかな、そういうところの起債については、この保証金免除該当から外れて、それまだ実は残っているんだしよ一部、それ借換するためには、保証金はらわねばできないもんですから、そういう関係で、まだ残っているということで、議員ご指摘のとおり、その公営企業の部分は償還年限長いというのと、後、今お話した保証金免除の償還できなかったということで、高くなっているのが現状です。

○委員長（金谷道男） いいすかな。本間委員。

○委員（本間輝男） ちなみに、病院の利率、なんぼするもんだ。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） 今、4.65だし。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） この利率でいけば、30年間でいけば、倍返ししねねくれなるしべ。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） なんだしな。

○委員長（金谷道男） いいすか。他にございませんか。次長、一点だけいい。合併特例債って枠ある。あるんだな。今、大仙市って、その枠のうちのなんぼくらい発行済みとつか、償還しているのもあるべ、枠どのくらい使っているもんだ。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） 合併特例債ですけども、大仙市の発行可能額が、513億円あります。これ30年、まだ確定していない部分もありますけれども、約47%の発行、まだだから半分発行していないような格好です。ただあくまでもこれは可能額で

すので、たぶん全国的に見ても、発行可能額、満額発行しているところは一つも無いと思います。

○委員長（金谷道男）　なんと、破産するじゃ。止めてけれ、これだってよけなんな気がする。はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男）　無いようですので、これにて財政課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男）　次に、契約検査課の所管する予算の説明をお願いします。今契約検査課長。

○契約検査課長（今久）　契約検査課の平成30年度当初予算につきまして、ご説明いたします。平成30年度当初予算概要の16ページをご覧ください。

2款1項1目14事業契約検査費についてであります。予算額は377万1千円であり、前年対比で45万5千円の増となっております。予算増の理由といたしましては、秋田県公共事業執行管理システム負担金、いわゆる電子入札システムの共同利用負担金が増となったことであります。電子入札システムにつきましては、秋田県と県内市町村が共同利用しているものであり、経費につきましては、構成市町村の前年度の人口割合により按分をしております。平成30年度は大仙市のほか、由利本荘市、男鹿市、鹿角市、横手市、潟上市、仙北市、湯沢市、八峰町、美郷町の8市2町と秋田県の共同利用により運用される予定であります。この共同利用負担金には予算の大半を占める315万5千円を計上しておりますが、来年度に予定しております新元号に対応するためのシステム改修費が主な増加の理由であります。このほかの、契約検査費の主な内容であります。備考の欄に記載しておりますとおり、入札契約及び検査に係る事務費で、複写機の賃貸借費用や、契約書の印刷代、また、優良建設工事表彰に関する諸費などを予算計上しております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男）　説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて契約検査課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、税務課及び債権管理課の所管する予算については、関連がありますので、合同で審査を行います。説明をお願いします。はじめに、今野税務課長。

○税務課長（今野清一） それでは、税務課及び債権管理課所管の「平成30年度大仙市一般会計予算」につきまして、ご説明いたします。

資料No.4、青色表紙の「平成30年度 大仙市各会計予算」の20ページ、「2の歳入、市税」をご覧願います。

始めに1款「市税」につきましては、本年度77億2,840万円、前年度当初比較では8,401万6千円、1.1%の減としております。

次に、税目毎にご説明申し上げます。1項1目「市民税の個人分」につきましては、本年度26億6,894万1千円、前年度当初比較で6,960万円の増としております。内訳では、現年課税分26億4,751万8千円、滞納繰越分2,142万3千円としております。増額の主な理由としましては、給与の上昇に伴う所得の増を見込んでおります。

次に2目「市民税の法人分」につきましては、本年度5億5,655万円、前年度当初比較では853万8千円の減としております。内訳では、現年課税分5億5,477万8千円、滞納繰越分177万2千円としております。これにつきましては、県外大手企業の支店閉鎖、企業所得の減少等による影響を見込んでおります。

次に2項1目「固定資産税」につきましては、本年度36億2,728万5千円、前年度当初比較では8,091万1千円の減としております。内訳では、現年課税分35億8,883万6千円、滞納繰越分3,844万9千円としております。これにつきましては、土地家屋の3年に1度の評価替えにより、土地につきましては、住宅地は4%の下落、商業地は5.3%の下落していることから、土地に対する固定資産税は減を見込んでおります。家屋につきましては、在来分家屋について、減価により評価が下がるため、家屋に対する固定資産税は減を見込んでおります。償却資産につきましては、一般申告分資産の前年取得資産額が減少傾向にあり6%の減、2つ以上の市町村に所在する総務大臣配分資産につきましては3%の減と見込み、償却資産に対する固定資産税は減と見込んでおります。また、2目「国有資産等所在市町村交付金」につきましては、

本年度2,950万8千円の現年課税分としており、前年度当初比較では43万2千円の減としております。

次の、3項1目「軽自動車税」につきましては、本年度2億6,019万7千円、前年度比較では800万6千円の減としております。現年課税分では2億5,738万9千円、滞納繰越分280万8千円としております。これにつきましては、平成28年度課税分から新税率が適用になったことから、重課税率が適用の13年経過した4輪以上の登録台数の減少を見込みこんでおります。

次に、4項1目「市たばこ税」につきましては、本年度5億6,043万6千円、の現年課税分としており、前年度当初比較では5,291万8千円の減を見込んでおります。これにつきましては、健康意識の高まりや高齢化の進展、また、電子タバコに移行することによる本数の減少を見込んでおります。

5項1目「入湯税」につきましては、本年度2,548万3千円、前年度当初比較で281万1千円の減としております。現年課税分で2,395万3千円、滞納繰越分153万円と見込んでおります。

次に「税外収入」についてご説明申し上げます。同じ資料の27ページをご覧ください。右の説明欄の上から2つめになります、13款「使用料及び手数料」、2項「手数料」、1目「総務手数料」、1節「総務手数料」のうち、「督促手数料」として、236万9千円を見込んでおり、歳出「徴収事務費」の特定財源となっております。

次に34ページをお願いいたします。右の説明欄の上から10個目になります、15款「県支出金」、3項「委託金」、1目「総務費委託金」、2節「徴税費委託金」につきましては「県民税徴収交付金」として、1億1,558万2千円を見込んでおり、これにつきましては、県民税も市民税と一緒に賦課徴収していることから、個人県民税の徴収取扱交付金であります。

次に41ページをご覧ください。右の説明欄の上から1つめになります、20款「諸収入」、1項「延滞金加算金及び過料」、1目「延滞金」につきましては、255万円を見込んでおります。次の2目「加算金」及び3目「過料」につきましては、それぞれ「科目存置」として1千円を計上しております。

次に43ページをご覧ください。右の説明欄の上から4つめになります、5項「雑入」、1目「滞納処分費」につきましては、「科目存置」として1千円を計上しております。次

に、2目「弁償金」につきましては、原付バイク等の標識弁償金として、「科目存置」として、1千円を計上しております。

次に48ページをご覧ください。右の説明欄の上から3つめになります、3目「雑入」、50節「回収金」につきましては、強制執行費用回収金として、申し立て10件分、13万1千円を見込んでおり、歳出「滞納処分費」の特定財源となっております。

次に、歳出になりますけれども、「平成30年度当初予算概要、総務民生常任委員会」の資料の17ページをお願いいたします。

はじめに、上から2つ目の「賦課事務費」につきましては、平成30年度当初予算2,761万6千円、当初比較増減では679万7千円の減としております。これにつきましては、固定資産税における公図管理システム委託料が無くなったことが主な理由でございます。また、その下の「不動産鑑定評価委託料」につきましては、平成30年度当初478万2千円、当初比較増減では1,039万5千円の減としております。これにつきましては、平成30年度固定資産税評価替えのための3年に一度の路線価付設業務委託料が、30年度無くなったことが主な理由でございます。

以上、歳入と税務課所管歳出をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） はい、次に、齋藤次長、お願いします。

○次長兼債権管理課長（齋藤恭一） 続きまして、債権管理課所管の主な事務について、ご説明いたします。その前に出席職員を紹介したいと思います。和田課長待遇です。収納班長の伊藤主幹です。滞納整理班班長の佐々木主査です。

それでは、続きまして説明したいと思います。18ページをお開き願います。一番上の「滞納処分費」につきましては、平成29年度から新規に計上した予算で、税外収入のうち非強制徴収公債権と私債権の強制執行にかかる経費、45万2千円を計上しております。支払督促費用10件、訴訟移行時弁護士費用2件を見込んでおります。この支払督促につきましては、未収債権について、裁判所を通じて法的回収を行う手続きであります。相手方から異議申立があった場合、通常の訴訟に移行するため、地方自治法の規定により議会の議決をお願いすることになります。ただし、価額が100万円未満の事案につきましては、平成19年12月議会において、市長の専決処分事項に指定いただいておりますので、事務処理上速やかな手続きを必要とすることから、ほとんどの事

案は市長の専決処分を行った後に、直近の議会に報告する形となりますので、その際はよろしくお願いいたします。

次に、2番目の「市税還付金」につきましては、地方税法第17条に基づきまして、修正申告や更正の請求に伴い、過年度に収納した徴収金を還付するための予算です。過去の実績により算定しまして、本年度は2,022万円を計上し、前年度当初比較では308万円の減としております。

次に、3番目の「徴収事務費」につきましては、本年度1,018万4千円を計上し、当初比較では342万3千円の減としております。納付書や封筒、通知書などの印刷製本費、各通知発送に伴う郵便料、また、臨時職員1名の人件費などが主なものであります。前年比減となりましたのは、滞納整理システムに係るリース料、保守委託料が減となったことが要因であります。

次に、4番目の「コンビニ収納導入費」でございます。これは新規事業であります。ですので、「主な事業の説明書」の方の1-3ページで説明したいと思います。

平成31年4月の導入に向けて、システム改修費として1,246万8千円を計上しております。1のプランの欄でございますが、市税、後期高齢者医療保険料、子育て支援にかかる料金につきまして、コンビニ収納サービスを導入するためのシステム改修を行うものでございます。3番のチェック欄でございますが、現在の納付場所は市役所本庁、支所窓口、指定された金融機関であり、地理的にも時間的にも限定されております。特に県外の納税義務者には納付場所が少なく不便が生じております。コンビニ収納サービスは全国ほとんどのコンビニで24時間、365日、納付可能となることから、大幅な納付環境の改善が図られ、市民サービスの向上に寄与するものと考えております。4番の欄でございますが、納付環境を整備しまして、市民の利便性向上と収納事務の効率化、平成31年4月からの導入をめざし、平成30年度におきましては、システムの改修を行うものでございます。導入後の経費としましては、月額1万800円の収納事務基本手数料と、1件当たり62円の手数料が必要となります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 固定資産税収入について、お尋ねいたします。今年からかな、固定資産税の減免対処となる企業の雇用関係だとか、そういうのを条件にして、固定資産税減免だとかに係わる、そういう施策が確か上げられておったと思うんですが、この施策との関係での固定資産税減収額というのは、どれくらいなのかとかっていうのは、算定されているものなののでしょうか。

○委員長（金谷道男） 今野課長。

○税務課長今野清一） 佐藤議員のご質問にお答えします。たぶん、佐藤議員おっしゃるのは、平成30年度の税制改正による工業振興条例と、工業振興条例の方、税制改正の方でなく、はい、すみません、金額的に申し上げます。工業振興条例による課税免除の見込みなんですけども、税額で3,600万、約、見込んでおります。

○委員長（金谷道男） いいすか。

○委員（佐藤文子） その事業効果というふうなものについては、担当課、あれが違いますので、これはこれで、分かりました。あともう一点、コンビニ収納導入費について、お尋ねします。まず利便性は高まるものと思いますけれども、通常銀行等に納める手数料が、コンビニを通じて、銀行を通じて、まず納めましたよというふうな報告がされる形なるんでしょうけれども、いずれコンビニが一つ加わることでも、その手数料というのは、やっぱり今までの銀行に納める手数料とコンビニを通じての手数料、どれくらい違いがあるものなのかちょっと教えてください。

○委員長（金谷道男） 齋藤次長。

○次長兼債権管理課長（齋藤恭一） 先ほど説明しましたけれども、一件当たり62円というコンビニの手数料がかかります。これにつきましては、想定でございますが、コンビニを利用して納める件数が、約8,800件程を想定しております。それで、金額にいたしますと約550万程かかると想定しております。このコンビニ収納の目的といいますのは、当然収納率もアップしていただければ助かるんですが、納付環境の整備、納付しやすい環境を整えるということが目的であります。ですので、その分につきましては、その550万相当の分につきましては、0.1%前後なりますが、上がる見込みでおります。まず目的としては、納付しやすい環境作りたいということであります。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 具体的にコンビニは、すべてのコンビニでOKというふうなことなののでしょうか。それとも、ローソンだとか、特定のコンビニになっているのか。

- 委員長（金谷道男） 齋藤次長。
- 次長兼債権管理課長（齋藤恭一） コンビニの名前を言いますと、セブンイレブン、ローソン、ファミマ、デイリー、ミニストップ、セイコースリーエフ等々、イオン、タカヤナギも参加しておりますので、納める事ができます。
- 委員長（金谷道男） いいすか。補足説明あれば、はい、総務部長。
- 総務部長（今野功成） さっきのご質問の中に、口座振替の単価のお話、ご質問いただいたと思いますが、通常の口座振替ですと、税抜きの10円ですので、税込みの10.08円、10円です税抜きで、今回のコンビニの場合は、一件当たり、税抜きですと57円になります。これは税込みで書いていますので、それぐらいの単価の差はありますが、納期内であれば、24時間、365日納付出来るということで、コンビニ収納が全国的にだいぶ普及していますし、市民の方々も納付しやすい環境ですので、これだけの費用を投じて、市民サービスの向上に繋がりますし、納付率の計算、仮定しましても、ペイ出来るぐらいの感じかなという思いはしております。以上でございます。
- 委員長（金谷道男） はい、高橋委員。
- 委員（高橋徳久） 今のコンビニの収納の件に関連してなんですが、これは、そうすると利用者の方は、コンビニに行って、振込用紙持っていった時に、利用者の方から手数料というのは、かからないという形よろしいでしょうか。確認です。
- 委員長（金谷道男） 齋藤次長。
- 次長兼債権管理課長（齋藤恭一） 利用者の方には、かかりません。
- 委員長（金谷道男） いいすな。他にございませんか。はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 齋藤次長にお聞きします。徴収事務費、18ページの、これ342万3千円を減額しているんだけど、これについて、臨時職員1名と電算システムの云々って書いてあるんだけど、これ1,360万を1千万でできるという根拠はなんですか。
- 委員長（金谷道男） 齋藤次長。
- 次長兼債権管理課長（齋藤恭一） 滞納整理システム保守管理が84万3千円の減になっております。それとコピー機賃貸借リースの減が、収納システムのリース料が112万8千円の減になってございます。それと人件費、一人分の臨時職員人件費を国保会計の方に振替しております。国保会計事業の方の事業入れれるということで、入れております。

- 委員長（金谷道男） 本間委員。
- 委員（本間輝男） もう一回だ、市税の担当の徴収事務をやらせて、そういう目的で、まず基本的にはここに予算上げたことだしべ、国保会計にその分移したということだとすれば、ということだしべ、この予算配置からすれば、だからこれ会計が違うんだから、国保会計云々なんてな言われたいべせこれ。そこ、だから、どっちも出来るようにするような形にしたいと、とすれば、そういう説明しねばだめだこれ。
- 委員長（金谷道男） 齋藤次長。
- 次長兼債権管理課長（齋藤恭一） 臨時職員賃金の減で、です。国保の方に回したのは、補助事業に該当なるために、人件費を有利な取扱にしたということでございます。
- 委員長（金谷道男） いいすかな。はい、佐藤隆盛委員。
- 委員（佐藤隆盛） 17ページ、まず、ちょっと教えてもらいでしども、不動産鑑定評価委託料、せば、この頼んだ先何というところだしか。
- 委員長（金谷道男） 今野税務課長。
- 税務課長（今野清一） 不動産鑑定委託料の30年度の予算の委託先だしか。30年度の委託先は、まだ決まっていないますけども、29年度でよろしいですか。29年度の路線価の付設業務につきましては、不動産鑑定士、大仙市在住の不動産鑑定士2名、相馬不動産鑑定士と田中不動産鑑定士2名にお願いしております。29年度です。
- 委員（佐藤隆盛） これは、その人方選ぶ時は、入札とか、どういう選び方して、不動産鑑定士、評価員、なんぼ業者いるのかと、どういう選び方しているのか、だれが、どのようにして。
- 委員長（金谷道男） 今野課長。
- 税務課長（今野清一） 今回の29年度の不動産鑑定士につきましては、28年度に評価替えに伴う標準宅地の鑑定依頼というものがあります。その時に3業者による指名競争で、大仙市の方2名が東部地区と西部地区に分かれて入札しております、その標準地に伴う路線価の付設と関連がありますので、29年度については、随契で行っております。以上です。
- 委員長（金谷道男） 佐藤隆盛委員。
- 委員（佐藤隆盛） 宅地という土地だから、これ農地も全部評価する、ちょっとそこら辺、すべての評価替え、結局、なんぼだかと評価していることだしべた。その人方が。
- 委員長（金谷道男） 今野課長。

○税務課長（今野清一） 評価鑑定依頼につきましては、宅地だけ行っております。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて税務課及び債権管理課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、総合防災課の所管する予算の説明をお願いします。竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 平成30年度大仙市一般会計予算のうち、総合防災課所管分の予算額の大きい事業、主な事業についてご説明申し上げます。なお、特定財源については、歳出の中で説明させていただきます。

資料No.4 予算書は103ページをお願いします。それから、当初予算概要は19ページをお願いいたします。それから、別にお配りしております、主な事業の説明書は1-5ページをお願いいたします。主な事業説明書に沿ってご説明させていただきます。

9款1項1目52事業、広域消防本部改築事業費負担金は予算額が6億8,404万3千円で、前年度比較8億3,185万5千円の減であります。特定財源は、6億4,660万円が広域消防本部建設事業債であります。この事業は4欄にありますとおり、「大曲仙北広域市町村圏組合消防本部・大曲消防署」の改築事業で、現庁舎敷地内に鉄骨造3階建一部4階建の庁舎を建設するものであります。年度別事業計画といたしましては、平成28年度に基本調査、実施設計と旧大曲保健センターの解体工事、29年度から建設工事がはじまり、平成30年1月末現在の工事の進捗率は60.2%となっております。今月には指令センターの運用開始、5月には新庁舎が完成し、6月には消防本部・大曲消防署が開所することとなっております。平成30年度の主な事業といたしましては、現庁舎の解体工事費や新庁舎の備品購入費に係る経費となっております。

次のページをお願いいたします。9款1項3目11事業、消防施設・設備整備費であります。30年度の予算額が4,508万3千円で、前年度比較1,308万3千円の減となっております。財源内訳は、消防施設設備整備事業債が3,050万円、公共施設解体事業債が1,160万円、一般財源が298万3千円であります。この事業は、市民の生命及び財産を火災や災害から守るため、消防団が万全の体制で対応できるよう消防施設・資機材を更新・整備していくこと目的としております。事業の実績につきまして

しては、年次計画により施設や資機材を更新してまいりました。特に、28年度の消防団の再編に伴う機動力向上の観点から、最低でも各部に1台の小型ポンプ付き積載車を配備するとの計画のもと、28年度に5台、29年度に6台を新規購入し資機材の強化を図っております。課題といたしましては、資機材や設備の老朽化が進んでおりますので、引き続き点検やメンテナンス等を実施することで、資機材の更新計画に沿って設備の充実を図り、万全の体制を整えていくことが必要となっております。30年度の事業といたしましては、積載車の更新5台分の購入に3,149万7千円、老朽化した西仙北支団の詰所解体工事に1,168万4千円、不要となった格納庫の解体に73万8千円、ホース乾燥塔の移設に46万5千円、ホース乾燥塔の新設に36万2千円、水害時の救助用ゴムボート購入費が30万3千円となっております。

次のページをお願いいたします。9款1項5目10事業、防災対策費につきましては、予算額2,387万9千円で、前年度比較417万4千円の増であります。財源内訳は、総合防災情報システム整備事業債が530万円、一般財源が1,857万9千円となっております。これは、災害基本法に基づく「大仙市地域防災計画」に従い大規模災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策を講じ、市民の生命・身体・財産を災害から保護するものでございます。これまで、東日本大震災等の災害の教訓を生かすべく、地域防災計画を平成25年度の全面改正から毎年法改正に基づき改正してまいりました。また、防災ラジオやJアラートの導入など災害時の情報伝達体制の充実強化を図ってまいりました。現在の課題といたしましては、地域防災計画に定める、秋田県との共同備蓄目標数量に食糧、水、毛布、投光器、災害用トイレが不足していることと、昨年7月の大雨では避難所へ備蓄品を届けるのに時間を要したことから、各支所や主要避難所に備蓄品をあらかじめ備えておくことが必要となっております。30年度の事業といたしましては、備蓄品につきましては、30年度を目標とする県の共同備蓄数量に達するよう不足している主要備蓄品を購入するとともに、昨年の教訓から各支所及び主要避難所へ分散備蓄を実施し、災害時に即時に対応できる体制を整備したいと考えております。購入する品目と購入数につきましては、健常者用の主食が6,400食、災害時要支援者用主食が1,750食、飲料水が1万152リットル、毛布が1,200枚、トイレ用袋3,400枚、投光器が12台で、購入金額は合計で1,375万1千円となっております。また、Jアラート新型受信機の導入経費532万4千円につきましては、平成22年度に導入しましたJアラートは、総務省消防庁で機能拡張を行ったことによ

り、平成31年度からは現在使用している受信機では情報を受信できなくなるため、新型受信機を導入し、緊急情報を市民に伝達できる体制を構築するものでございます。

次のページをお願いいたします。9款1項5目40事業、災害に強いまちづくり事業につきましては、予算額712万8千円で、前年度比較286万1千円の減となっております。これは、災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災組織の結成及び活動強化を図り、災害時には「自分の身は自分で守る」という自助、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識を広く浸透させ、日頃の訓練等の実施により地域防災力の向上を図ることを目的としております。これまでの実績といたしましては、自主防災組織の組織率の向上とともに、資機材購入や訓練経費等への補助、防災士の育成、各種防災訓練への自主防災組織からの参加などにより活動の強化を図ってまいりました。また、避難時の避難誘導の一助となるよう全ての指定避難所、緊急指定避難場所へ看板を設置し、主要避難所へ発電機を設置しております。課題といたしましては、未結成の自治会には会員が高齢者のみであったり、世帯数が極端に少ないなどの問題を抱えていることや、自主防災組織としての活動が停滞していることなどがございます。30年度の主な事業といたしましては、昨年12月に地域版ハザードマップを全戸に配布いたしました。更なる防災意識の高揚をはかるため、自主防災組織版のハザードマップの作成を促し、作成支援のための補助金525万円と、資機材購入や訓練への補助金160万円となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。佐藤隆盛委員。

○委員（佐藤隆盛） 事業説明書の1-7ページの防災対策費について、一つ一つ聞くんだけど、まず、食料、備蓄の食料だども、目標数と書いてらども、9,878って書いてあるんだけど、この数字ってどこからでたもんだべ、人口にして、何%とか、国からの割り当てで来ているもんだが、まずこれ一つ。

○委員長（金谷道男） 竹村課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 備蓄品の目標数量につきましては、県の地域防災計画で県と市町村が共同で備蓄するという目標を立てております。それに従って目標数量が決められてございますけれども、全体の避難者の数を冬の18時に地震があったという想

定で、県内の避難者の総数が13万9,193人という想定で行われております。その10分の7を公助で負担しますと、それ以外の10分の3については、自助と共助で備えてくださいという計画です。その10分の7の内、3分の1を県と市町村で共同備蓄するという、10分の7の3分の1でございます。その3分の1に当たる数が3万2千人となっております、その3万2千人の半分を県、残りを市町村で按分して計算されておまして、大仙市におきましては、そうです。

○委員（佐藤隆盛） それでしょ、これ食料だべ。賞味期限、何期限だっけ、賞味期限どかってあるしべ、これなんとふうになっているもんだこれ。

○総合防災課長（竹村由喜美） 食料につきましては、5年。

○委員（佐藤隆盛） せば、次々とやっていけば、古くなったのはなんとしてる、投げる。

○総合防災課長（竹村由喜美） それにつきましては、各自主防災組織とか学校等で避難訓練や炊き出し訓練等行う際に、切れる前にそこに提供しております。

○委員（佐藤隆盛） せば、まず毎年備蓄していくんだしか。それとも2年に1回だとか、纏めてどう、これ見れば、例えばしよ、必要なくれ毎年、例えばアルファ米にしてみればよ、1,000個ずつだとか、目標が2千だとすれば、じっぱり余っているというか、毎年使っているかということだわけよ。その期限切れを有効に使っているなんだか、投げているんだかしらねども、もしあれだったら、他さ、いろいろな人さけても、まず生活保護さければおかしい言い方でも、有効利用の仕方あるかと思うども。期限切れをなんとしている。

○委員長（金谷道男） はい、竹村課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 期限切れにつきましては、先ほどもちょっとお話しましたけども、切れる前に自主防災組織の炊き出し訓練や各学校等の避難訓練等に使用していただいております。捨てるということではないです。

○委員（佐藤隆盛） この前テレビ見たば、捨てているっけおな、かなりの量を捨ててとていうか。うちの方なんとになっているべかなと思って聞いたとこだし、まず、使っていると有効に、だしな。わかりました。

○委員長（金谷道男） 他に。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） Jアラートの新型受信機の導入532万4千円について、これは防災情報機器なんか事業債というふうなことで、市債を組んでやっているわけですけども、国の方の情報機器の機能の拡張、総務省、消防庁で機能の拡張を行ったことによ

って、これまでのJアラートの機能では不十分ということで、更新することになったわけですね。市の借金で買うというふうなことが私は、本来であれば、そういう国民防災の観点から消防庁の方で、しっかりといずれこれは地方交付税算入として100%入るものなのか、或いは補助金というふうなことで、扱われるべきものではなかったのかなと思うんですが、その辺の事情は、財政関係の方が分かるのかもしれませんが。

○委員長（金谷道男） はい、竹村課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） その件につきましては、交付税率が70%というふうに伺っております。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 新型受信機というのは、そうすれば自治体によって導入するとこと、更新しないところ、そういうふうなことでまちまちだちゅうなのが現状だというふうなことなんでしょうか。全国一斉にやっぱり導入しろというふうなことなのであれば、本来であれば、しっかりと国の補填というふうなことが、あってしかるべき問題だと思ったもので、聞いたんですが、もし全国的なそういう自治体によって、そういう防災情報、Jアラートの導入という点では、県内みな一斉というわけではないというふうなことなんでしょうか。

○委員長（金谷道男） 竹村課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） その件について、調査はじてございませんが、必要な情報ですので、私としては全県一斉に、全部新型にするものと思っております。

○委員（佐藤文子） 今の答弁でなお一層、県の補助、国の補助あってしかるべきもんだなというふうに思ったから、まず、聞いたところでした。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて総合防災課に関する質疑を終結いたします。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩（午後2時02分～午後2時11分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、雪対策推進室の所管する予算の説明をお願いします。伊藤雪対策推進室長。

○雪対策推進室長（伊藤直樹） 説明に入ります前に本日の委員会に出席しております職員を紹介させていただきます。雪対策推進室企画調整班長の吉川副主幹です。対策推進班兼務職員の鈴木主幹です。

それでは議案第45号大仙市一般会計予算のうち、雪対策推進室所管分についてご説明申し上げます。

資料4 予算書の57ページ、そして予算概要につきましては22ページをお願いいたします。

説明につきましては、予算概要の22ページのこちらの方、主に使って、説明させていただきます。

それでは、2款1項10目23事業、雪対策推進事業費につきましては、465万7千円で平成29年度と比較しますと66万7千円の減となっております。事業の概要といたしましては、この表の右側の備考欄、こちらの項目毎に説明させていただきます。まず始めに「ゆき・まち」だいせん2018開催経費として48万9千円を計上しております。これは、協働で雪対策に取り組む市民意識の醸成のため、雪に関する講演会と除雪出動式を行うものであります。

次に、市民貸出用ヘルメットの購入経費として14万9千円を計上しております。これは、雪下ろしの安全対策経費として、市民貸出用の雪下ろし安全用具のうち耐用年数が切れたヘルメットの更新を行うものです。

次に、雪対策推進委員会の開催経費として14万7千円を計上しております。これは、雪対策事業の検証のため、事業利用者へのアンケート実施と雪対策推進委員会を開催するためのものであります。

次に、気象予報等の情報サービス利用料として337万円を計上しております。これは、効率的な道路除雪のため、民間気象予報会社と契約し、市内の地域ごとの気象予報等の情報を受け除雪実施の判断に利用するためのものであります。

以上ご説明申しあげましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜われますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これから質疑を行います。質疑のある方お願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて雪対策推進室に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、会計課の所管する予算の説明をお願いします。伊藤会計管理者。

○会計管理者（伊藤雅裕） それでは、説明に入ります前に、同席の職員を紹介いたします。出納班長の副主幹であります、小松です。

それでは私から、会計課所管の当初予算について、説明いたします。経常的な事務費のために、お手元の当初予算概要での説明となりますのでよろしく願いいたします。

23ページをお開き願います。はじめに2款1項7目10事業、会計管理費は121万1千円の予算措置であります。現金取扱担当課へ配付する納入通知書や市内各金融機関に配布する納入金日報、決算書等の印刷製本など、出納事務に要する経常的な事務費であります。決算書は一部職員にいわゆるPDFファイル、電子的データで配るように対応しておりまして、ここでは120冊の印刷を予定してございます。昨年と比較しまして23万4千円増となっておりますが、プリンタトナーなど消耗品の購入、11万9千円や、備品購入費では紙幣計数機1台の更新に係る経費11万6千円によるものです。

次に12款1項2目91事業、一時借入金等利子でございしますが、支払資金が不足した場合に借り入れた資金に対しまして支払う利息でございします。財政調整基金、地域振興基金など、一時的に流用できる基金の蓄えはありますが、普通交付税の減額等が見込まれますので、178万1千円の予算額を計上してございます。昨年度と比較して67万2千円減額しておりますが、26年度以降は金融機関からの借り入れは行っておりませんので、減額したものでございます。備考に記載しておりますが、借入予定額は基金現金からの流用が50億円で100日借り入れた場合の利息が0.01%で13万7千円ほど、また、金融機関からの借入は20億円で50日借り入れた場合の利息が0.6%で164万4千円ほどを見込み算定しております。今年度も資金不足が生じておりまして、2月15日から財政調整基金と地域振興基金を合わせて39億円、基金の繰替運用を出納閉鎖前の5月30日まで実施することで進めております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたしまして終了させていただきます。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 質疑が無いようですので、これにて会計課に関する質疑を終結いたします。

○委員長(金谷道男) 次に、選挙管理委員会の所管する予算の説明をお願いいたします。生田目事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(生田目新永) よろしくをお願いいたします。説明に入る前に同席しております職員を紹介いたします。竹村副主幹です。よろしくをお願いいたします。

選挙管理委員会所管の平成30年度当初予算につきましてご説明いたします。平成30年度当初予算概要の25ページをご覧ください。

はじめに2款4項1目1事業の選挙管理委員会委員報酬の124万円につきましては、委員4名分の報酬でございます。

2款4項1目10事業の選挙管理委員会事務費の40万6千円につきましては、選挙管理委員会事務局の事務費、委員研修旅費などがございます。

2款4項1目50事業の選挙管理委員会会費負担金の8万9千円につきましては、選挙管理委員会連合会に対する負担金でございます。

2款4項2目10事業の選挙常時啓発の53万7千円につきましては、小中学生を対象とした選挙啓発標語コンクールの入賞者記念品代や新有権者へのメッセージはがきなど、選挙制度についての周知活動を行うための経費でございます。

次に、2款4項3目10事業の秋田県議会議員選挙執行経費についてご説明いたします。お配りしております「主な事業の説明書」のページ1-4をご覧ください。予算額は、1,209万1千円となっております。この選挙の財源としましては、全額、15款3項1目秋田県議会議員一般選挙費委託金が充当されております。事業の目的につきましては、平成31年4月29日任期満了に伴う秋田県議会議員一般選挙の管理執行を行うことを目的に、大仙市仙北郡選挙区における立候補者について、大仙市開票区における得票数を確定させるための準備経費でございます。事業の課題等につきましては、全国的に投票率の低下が問題視されている中で、当市においても、特に若い世代の投票率の低下が顕著となっております。そこで、平成28年の参議院議員選挙から選挙権が18歳以上に引き下げられたことにより、若年層の投票率の向上と投票の機会の確保を図るため、参議院議員選挙から二つの商業施設に期日前投票所を開設したところ、家族

連れや買い物ついでに投票していく方が多く見受けられ、また、利便性にも繋がっており、一定の効果が上がっていると思われまます。今後も、FMはなびなどを活用した啓発活動も継続しながら、投票率の向上を図って参りたいと考えております。県議会議員選挙の予定につきましては、告示日が平成31年4月上旬を予定しております。期日前投票期間につきましては、告示日の翌日から8日間を予定しております。投票日につきましては、平成31年4月中旬を予定しております。開票は、投票日同日の午後8時30分から大曲体育館で行う予定でございます。また、主な準備経費につきましては、ポスター掲示場費571万8千円で、掲示板の購入、掲示板設置等の業務委託などが主な経費でございます。その他の経費につきましては、637万3千円につきましては、入場券の印刷・郵券代、事務費などが主な経費でございます。

次に、当初予算概要の25ページをご覧ください。2款4項5目10事業の花館財産区議会議員選挙執行経費についてご説明いたします。平成31年2月7日任期満了に伴う執行経費で、予算額は、299万9千円となっております。主な経費につきましては、投票管理者、立会人の報酬及び事務従事職員の時間外勤務手当などがございます。なお、この選挙の執行経費の財源につきましては、全額、12款2項1目の花館財産区議会議員選挙費負担金が充当されております。

2款4項6目10事業の大曲土地改良区総代総選挙執行経費についてご説明いたします。平成31年1月22日任期満了に伴う執行経費で、予算額は、17万2千円となっております。主な経費につきましては、選挙長、立会人の報酬、印刷及び消耗品費などがございます。なお、この選挙の執行経費の財源といたしましては、全額、12款2項1目の大曲土地改良区総代選挙費負担金が充当されております。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。以上です。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。本間委員。

○委員（本間輝男） 投票活動の啓発活動にFMはなび使っているんだけど、このFMはなびというのは、どの位の予算見てるしか。

○委員長（金谷道男） 生田目事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） 一応、市の広報のだいせん日和、あのところにちょっと入れてもらって、やってもらってますので、お金はかかってないです。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） これあくまでも、せば、利用させてもらっているというぐらいで、実行予算としては、載せていないということだしな。分かりました。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 4月上旬、中旬の選挙というふうな、県議会議員選挙、或いは、過去、去年、市長選挙というふうな、いずれ18歳以上の選挙権ができましたが、就職或いは、受験後の進学、そういったことで、18歳、高校生の場合には非常に割と高い投票率をもっているんですが、その卒業後の進学、就職に係わる、やっぱりわざわざ戻ってきてね、選挙するというふうなことが、ほとんどやられていないという、そういうことで19歳以上になると非常にまた下がるというふうなことで、本当にこの18歳以上の選挙権を与えた後の投票日の設定というふうなものには、いささか工夫が必要なのではというふうに感じているわけですが、その点はどのようにお考えでしょうか。法律で決められて。

○委員長（金谷道男） 生田目事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） 投票日を設定するということにつきまして、まず選挙管理委員会開いて決めることになりまして、あと任期満了前の何日後には、やらなければいけないということになっていきますので、必然的に忙しい年末の時とか、年度末とかですね、の時に設定なる可能性もあるので、そこ避けるということちょっとなかなか、投票日移動するというのはちょっとまた難しいかなと思ってはいるんですけども、はい。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） いずれ不在者投票というような形で、やられているケースなんでしょうけれども、実際これまでの選挙で、それらを活用して投票行動したというふうな、その辺の調査は行われておりますか。若い人たちが不在者投票使ってまでやった、ちゃんとやったというふうなあたりなんかは。

○委員長（金谷道男） 生田目事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） 調査というのはやっていません。ただ、私たちは18歳になった方々には、こちらの選挙管理委員会のほうから、はがきをやっております。選挙権ありますよと、これから選挙あったときは行ってくださいよと、もしこれから東京の方に進学に行く場合は、就職する場合は、引っ越しする場合は住所を必ず、

移してくださいよというメッセージのはがきを必ずやっております。後は、各本庁とか市民サービス課の窓口にも、そういうチラシもやっておりますし、少しでもそういう周知しながら、住所地で選挙してもらいたいということ願ってはいるんですけども、後、不在者投票で来る方もいっぱいいますんで、それはまず18歳で進学する方、引っ越しする方については、私の考えなんですけども、まず投票に行くようには進めております。

○委員（佐藤文子） まず、転入、進学、移動、そういうふうなのが、非常にある時期の、いずれ住所変更3ヶ月以内でやらなければ、3ヶ月以内の移動は、選挙権がちょっと無くなったりする可能性があるんで、ここはちょっと工夫のしどころじゃないかなって思うんですね、やっぱり18歳選挙権がなってからの投票率をどう上げていくかというふうなところではね、大変でしょうけど、少し頑張って考えて、こっちも研究してみなきゃいけないなと思いますけど。

○委員長（金谷道男） おのずと範囲が決まってくることだと思うので、選管でどこまでそれが出来るかというのは、難しいところかも。任期決まっているから。日にち決まっているから。少しは研究してみて良い方法があればということで、いいすな。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無ければ、これにて選挙管理委員会に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、監査委員事務局の所管する予算の説明をお願いします。

今監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（今善雄） 監査委員事務局所管の歳出予算についてご説明いたします。説明資料の「平成30年度当初予算概要」によりご説明いたしますので、一番最後のページ、26ページをご覧ください。

はじめに2款6項1目1事業、監査委員報酬につきましては、468千円で前年度と同額であります。議会選出監査委員の報酬、月額3万9千円の12カ月分であります。

次に10事業、事務費等につきましては、67万7千円で前年度と比較し6万4千円の減となっております。内訳は事務局での経常的な事務経費となっており、監査委員と事務局職員の都市監査委員会総会及び研修会等の出席旅費や費用弁償として27万5千円、決算審査意見書の印刷製本費や消耗品費等として39万円などです。

次に50事業、監査委員費負担金につきましては、5万5千円で前年度と同額であります。秋田県、東北、全国のそれぞれの都市監査委員会の年会費であり、秋田県が1万8千円、東北が1万1千円、全国が2万6千円であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて監査委員事務局に関する質疑を終結いたします。

以上で、「平成30年度大仙市一般会計予算」の内、総務部関係についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決については、明日9日、市民部と一緒にまいります。

【議案第52号～57号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第52号、「平成30年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第57号、「平成30年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件は関連がありますので、会議規則第96条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。舩谷次長。

○次長兼財政課長（舩谷祐幸） それでは、議案第52号から57号までの各財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。資料につきましては、当初予算の概要の14ページをご覧ください。当初予算書の方は267ページからとなります。

始めに、大曲地域の2つの財産区についてであります。30年度は、更新伐や間伐等の事業は計画されておらず、山林の管理に要する経費が主なものでございます。内小友財産区特別会計の30年度の予算額は、43万円で、前年度と比較しまして、536万3千円の減となっております。前年度は、内小友字小出沢地内の更新伐、搬出間伐等の山林保育事業の予算計上があったことから大幅な減となっております。財源内訳のその他は、財産区基金繰入金が主なものであります。

次に、「大川西根財産区特別会計」についてであります。30年度の予算額は、41万6千円でありまして、前年度と同額であります。財源内訳のその他は、財産区基金繰入金や土地貸付収入などです。

つづきまして、協和地域の4つの財産区についてであります。30年度は、大曲地域同様に更新伐や間伐等の事業は計画されておらず、山林の管理に要する経費が主なものでございます。始めに「荒川財産区特別会計」についてであります。30年度の予算額は、215万9千円でありまして、前年度と比較しまして、37万4千円の増となっております。これは森林保険の更新による増であります。財源内訳のその他は、財産区基金繰入金及び土地貸付収入などです。資料の方は15ページになります。

次に、「峰吉川財産区特別会計」についてであります。30年度の予算額は297万1千円で、前年度と比較しまして170万1千円の増であります。これは荒川財産区同様に森林保険の更新による増であります。財源内訳のその他は、財産区基金繰入金です。

次に、「船岡財産区特別会計」についてであります。30年度の予算額は217万2千円で、前年度と比較しまして43万8千円の増であります。これも同様に森林保険の更新による増であります。財源内訳のその他は、同じく財産区基金繰入金です。

最後に、「淀川財産区特別会計」についてであります。30年度の予算額は、420万4千円で、前年度と比較しまして138万5千円の増となっております。これも同様に森林保険の更新による増と、昨年7月の豪雨で被害を受けました中淀川字蛇走の作業道修理に係る機械借り上げ経費の計上によるものです。財源内訳のその他は、基金繰入金です。

なお、協和地域の各財産区につきましては、それぞれの地域の振興協議会等に対しまして、一般会計を通して活動団体補助を行っております。荒川財産区が50万円、峰吉川財産区が21万円、船岡財産区が55万円、淀川財産区が80万円となっております。

以上、各財産区の特別会計予算についてご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本6件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本6件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【第1日目 散会】

以上をもちまして、本日の審査日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日10時から委員会2日目を開催いたします。

大変、ご苦労さまでした。

午後2時38分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長